

366

49

SBI

別卷

日本労働年鑑

太平洋戦争下の労働者状態・労働運動

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN
: SPECIAL NUMBER

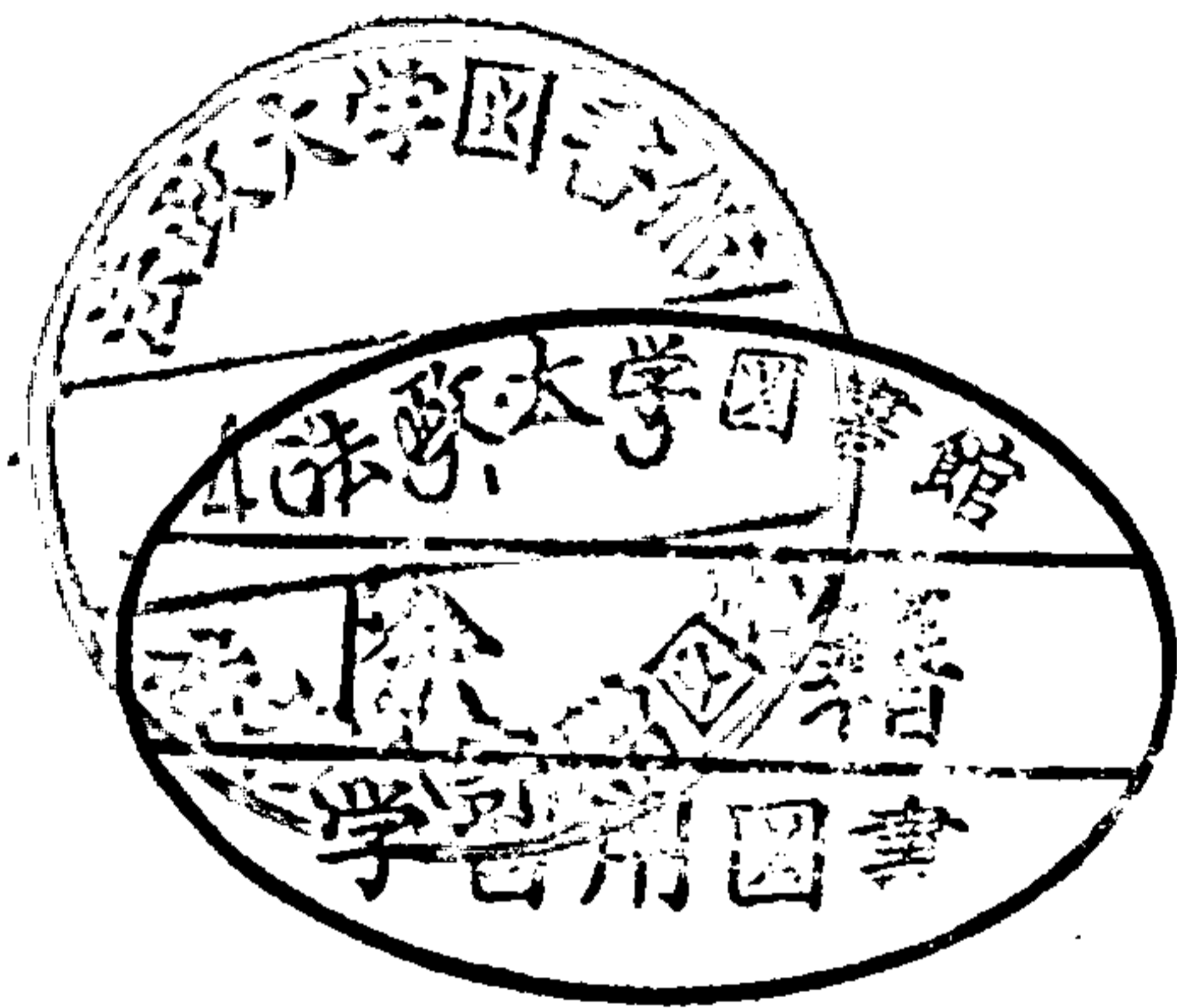
法政大原社会問題研究所
大学

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社



太平洋戦争下の労働者状態・労働運動

凡 例

一、大原社会問題研究所は「日本労働年鑑」の戦時中の中断を補うため、「太平洋戦争下の労働者状態」、「太平洋戦争下の労働運動」の二冊を発行したが、今回これらを復刻するにあたって、一冊にまとめることとした。その結果、つぎの点で版の組み方に若干の変更を加えた。

一、既刊の「労働者状態」「労働運動」の目次はそれぞれの本の冒頭におかれていたが、一冊にするにあたって、一括して本書の冒頭においた。

一、一冊にした結果、本書のページ番号と既刊の「労働者状態」「労働運動」のページ番号とは異なるものとなった。そこで本書では本書自体のページ番号をつけるとともに、既刊二書のページ番号が分かるように本書の「とじこみ」よりに既刊二書に付されていたページ番号をつけることとした。

一、既刊の「労働者状態」「労働運動」の索引はそれぞれの本の巻末におかれていたが、一冊にするにあたって、一括して本書の巻末においた。索引項目に付されているページ番号は本書のページ番号を用いた。

一、既刊の「労働者状態」と「労働運動」は各ページの最上方にあるハシラの付けかたが異なっていたので、一冊にまとめるにあたって、これを統一し、偶数ページの最上方に編名を、奇数ページの最上方に章名をかかげてある。

太平洋戦争下の労働者状態 目次

はし が き…………… 三

戦時労働・経済主要日誌〔一九四〇年一月〜一九四五年八月〕…………… 一五

第一編 戦時経済の推移と労働統制

第一章 第二次世界大戦の勃発と労働統制…………… 三

第一節 臨戦体制の進展と経済統制…(三三)、第二節 日中戦争期の労働統制…(三四)

第二章 太平洋戦争の開始と労働統制…………… 三〇

第一節 戦争突入期の戦時経済と経済統制…(三〇)、第二節 戦争初段階の労働統制…(三一)

第三章 戦時経済崩壊期の労働統制…………… 三五

第一節 崩壊期の戦時経済と経済統制…(三五)、第二節 決戦態勢下の労働統制…(三七)

第二編 兵力・労働力の動員とその配置

第一章 労働人口と労働統制…………… 四三

第二章 兵力動員と産業労務動員…………… 四

 第一節 兵力動員…(四)、第二節 兵力動員と産業労務動員…(四)

第三章 産業労務動員と国民徴用…………… 四

第四章 労働人口の配置と構成…………… 五

 第一節 産業別配置…(五)、第二節 工業労働者…(五)

第五章 主要産業における労働力需給事情と労働移動…………… 三

 第一節 概況…(三)、第二節 石炭業…(六)、第三節 鉄鋼業…(七)

第六章 戦時労務動員諸政策とその立法措置…………… 七

 第一節 労務の需給・配置規制とその展開過程…(七)、第二節 国民徴用令とその改正…(八)

第二編 貸金と貸金統制

第一章 貸金水準…………… 六

第二章 貸金構造…………… 九

 第一節 性別貸金格差…(八)、第二節 年齢別貸金格差…(九)、第三節 地域別貸金格差…(九七)、第四節 産業別貸金格差…(九八)、第五節 規模別貸金格差…(一〇〇)、第六節 貸金形態…(一〇三)

	第三章	賃金統制の展開過程……………	一一
	第一節	賃金統制の開始……………	(一一三)
	第二節	賃金統制の発展……………	(一二六)
	第三節	賃金統制の 破綻……………	(一三三)
	第四節	労働時間……………	(一三三)
	第四編	労働強化と労働災害	
	第一章	強制労働と労働強化……………	一三七
	第一節	能率の低下……………	(一三七)
	第二節	戦時下の工場……………	(一三九)
	第三節	戦時下の鉱山……………	(一四三)
	第四節	戦時下の事務所……………	(一四六)
	第二章	労働災害……………	一三八
	第一節	労働力不足と「安全運動」……………	(一三八)
	第二節	戦時労働災害の傾向……………	(一三八)
	第五編	物価・配給統制と労働者の生活	
	第一章	物価と生計費……………	一四〇
	第二章	配給、消費、生活実態……………	一五一
	第一節	食生活の推移……………	(一五一)
	第二節	食生活の推移……………	(一六五)
	第三節	栄養摂 取量の推移……………	(一七〇)
	第四節	衣料の配給と消費……………	(一七五)
	第五節	住宅事情の推移……………	(一七八)
	第六節	健康状態……………	(一八五)
目	次		

第六編 農民の狀態と農業労働力統制

第一章 農業労働力の流出と労務対策……………一八

第一節 農業労働力の流出続く……………(二八)、第二節 農業生産統制令下の労働力流出……………(二九二)、

第三節 食糧事情の悪化と農業労働力……………(二九三)、第四節 戦時農業要員制と学徒援農部隊
の動員……………(二九七)、第五節 農業労務対策の破綻……………(二九九)

第二章 農業労働力流出とその影響……………二〇三

第一節 農業労働力の質的低下……………(二〇三)、第二節 労働力不足の農業生産への影響……………(二〇四)

第三章 農業労働賃……………二〇八

統計表索引……………卷末五

図表索引……………卷末六

事項索引……………卷末一

太平洋戦争下の労働運動 目次

はしがき……………二五

第一編 労働者運動

第一章 労働組合の壊滅……………二八

第一節 機能の停止……………(二八)、第二節 総同盟の解散……………(二九)、第三節 継続
された組織的運動……………(三二)

第二章 戦時下の労働争議……………三三

第一節 概況……………(三三)、第二節 主要な労働争議……………(三三)

第三章 自然発生的抵抗……………三六

第一節 自然発生的抵抗の拡大……………(三六)、第二節 自然発生的抵抗の諸形態……………(三八)

第四章 戦争末期における労働者運動……………三〇

第一節 戦争末期の労働争議……………(三〇)、第二節 抑留中国人・朝鮮人労働者の
闘争……………(三五)

目

次

第二編 産業報国会運動

第一章 産業報国会運動の発足……………二四二

第一節 産報運動の芽ばえ…(二四二)、第二節 産業報国聯盟…(二四五)、第三節
産報と労働組合…(二四九)

第二章 大日本産業報国会の結成……………二五〇

第三章 産業報国会運動の展開……………二五七

第一節 戦争拡大と産報の役割…(二五七)、第二節 労務報国会…(二六三)、第三
節 産報と大政翼賛会…(二六五)

第四章 産業報国会の解体……………二六八

第三編 農民運動

第一章 戦時農地政策と農民運動……………二七二

第一節 農地政策・小作対策の展開…(二七二)、第二節 空白期の農民運動…(二七六)

第二章 小作争議……………二七九

第一節 小作争議の概況…(二七九)、第二節 小作争議の原因・手段および結末
…(二八二)

第三章 小作調停……………二八七

第一節 小作調停事件…(二八七)、第二節 小作官の法外調停…(二九〇)

第四章	主要地方における農民運動……………	二九一
第一節	北海道…(三九二)、第二節 新潟…(三〇一)、第三節 秋田その他の地方…(三〇〇)	
第五章	農民団体……………	三〇四
第一節	小作人組合と地主組合…(三〇四)、第二節 農地制度改革同盟その他…(三〇七)	
第四編	治安維持法と政治運動……………	
第一章	治維法・特高・憲兵による弾圧……………	三三三
第一節	治安維持法と特高警察…(三三三)、第二節 流言飛語の取締り…(三三〇)	
第二章	無産政党その他の政治活動……………	三三六
第一節	無産政党運動(一)…(三三六)、第二節 無産政党運動(二)…(三三九)、第三節 非合法小グループの政治的活動…(三五〇)、第四節 軍隊内の抵抗…(三五四)	
第三章	中国における日本人の反戦運動……………	三五六
第一節	国民党地区…(三五六)、第二節 八路軍および新四軍地区…(三六三)	
第四章	ゾルゲ事件……………	三七四
第一節	検挙と事件の内容…(三七四)、第二節 判決とその後…(三七七)	
第五編	言論統制と文化運動……………	
第一章	言論・出版・学問研究にたいする弾圧……………	三八二

第一節	情報局と文化統制法規：(三六二)、	第二節	出版・雑誌統制：(三六四)
第三節	新聞・放送・映画・芸能統制：(三九五)		
第二章	学問研究にたいする弾圧		四〇二
第三章	教育運動		四〇八
第一節	戦前における教育労働者運動：(四〇八)、	第二節	戦時体制下の教育と教育運動：(四二二)、
第二節	中小工業徒弟教育と技術教育運動：(四二五)		
第四章	宗教運動		四一八
第一節	宗教統制：(四二八)、	第二節	プロテスタントと無教会派：(四三〇)
第五章	芸術運動		四三四
第一節	新劇：(四三四)、	第二節	文学：(四三七)、
第三節	俳句・短歌：(四三八)		
第六章	出版活動		四三一
第一節	横浜事件：(四三二)、	第二節	個人雑誌による思想的抵抗：(四三八)
第六編 朝鮮民族独立運動			
第一章	一九一〇～二〇年代における反日独立運動の概略		四四四
第二章	抗日武装闘争の開始		四四五
第一節	遊撃根拠地・解放地区の創設：(四四六)、	第二節	左翼冒険主義とたたかい：(四四七)、
第三節	武装闘争の発展：(四四七)、	第四節	労働者・農民運動：(四四八)、
第五節	抗日遊撃根拠地——解放地区の解散：(四四八)		

第三章 祖国光復会の結成——十大綱領……………四三〇

 第一節 祖国光復会の結成…(四三〇)、第二節 新しい根拠地の創設と闘争の展開…(四三一)、第三節 小部隊活動への転換…(四三三)

第七編 国際労働運動

第一章 第二次世界大戦の開始と国際労働組合運動……………四五六

 第一節 国際労働組合連盟…(四五六)、第二節 反ファシズム統一の課題と国際労連…(四五七)

第二章 反ファシズム統一行動の進展……………四五九

 第一節 英ソ労働組合委員会の成立…(四五九)、第二節 世界労働組合会議の計画…(四六〇)

第三章 第一回世界労働組合会議……………四六四

 第一節 会議の開催…(四六四)、第二節 「戦力の増進」…(四六五)、第三節 「平和協定にたいする態度」…(四六六)、第四節 「戦後の再建と労働組合がただちにとりあげるべき要求」…(四六七)、第五節 「世界労働組合連盟の基礎」…(四六八)

第四章 世界労働組合連盟の創立……………四六九

 第一節 世界労組会議委員会の活動…(四六九)、第二節 第二回世界労働組合会議…(四七〇)、第三節 世界労働組合連盟の創立と第一回世界労働組合大会…(四七一)、第四節 世界労働組合連盟の組織…(四七二)、第五節 第一回世界労働組合大会の諸決議…(四七三)、第六節 国際労働組合連盟の解散…(四七五)

第五章 国際農民運動……………四七五

 第一節 素描的要約…(四七五)、第二節 フランスの農民運動…(四七九)

人名および事項索引……………卷末七

統計表索引……………卷末一

図表索引……………卷末三

太平洋戦争下の労働者状態

**LABOR CONDITION
DURING THE WORLD WAR II**

日本労働年鑑 特集版

THE LABOR YEAR BOOK OF JAPAN
Special Edition

Compiled By
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
Hosei University, Tokyo, Japan

法政大学
大原社会問題研究所

東洋経済新報社

はし が き

大原社会問題研究所は、一九一九（大正八）年に創立されて以来、すでに四五周年を迎えるに至ったが、その間ひきつづき主要な事業として『日本労働年鑑』を編集し、毎年これを公刊してきた。一九二〇年にその第一集が刊行されて以来、巻をかさねて第三五集（一九六三年版）に及んでおり、今後も続けて発行されるはずである。ふり返ってみると、これまでの年鑑は、年度によってその構成や扱う範囲や分量などに若干の変動があり、内容の精粗や深淺の相違のあることも否定できないが、半世紀近くも長い期間にわたって日本の各般の労働問題を客観的に記録したものとしては、他に類のない唯一の逐年刊行物であり、すでに国内的にも国際的にも一定の評価をえているものといえよう。しかし残念なことに、この年鑑には戦時中の中断した一時期があり、一九三九年の動静を採った第二一集を刊行したあと、戦争が終わるまでその発行を停止しなければならなかった。中断の期間は、内容からいえば一九四〇年から一九四五年までの五年間である。また、その時期に先立つ数年間と戦争直後の数年間は、諸種の関係から、扱う対象も制限され、発表できない問題も少なくなかった。これらの空白部分を埋めることは当研究所として長年来の懸案であり、それを補う計画は早くから進めていたのであるが、なかなか思うにまかせず、資料の不足やその他の事情もあってその実現がおくっていた。ようやくここに発表することができるようになったのは、右の仕事の一部である。本書にはまだまだ準備が足らず多くの点で意に満たないものがあるが、これによって戦時中の年鑑の空白があるていど埋められ、こういう問題に関心をもたれる人たちにいくぶんなりとも役立つことができれば幸いである。

は し が き
編集にあたって、われわれは戦争下の労働問題を二冊に分けてまとめることにした。例年の年鑑の編集方針にしたがっ

き
て、全体を、労働者状態・労働運動・労働政策の三部に分けて叙述することは、戦時下の労働事情の特殊性からみて不適当であると考えられた。またこれを歴年式に整理することをしないで、戦時下の五年間を通じて、主要項目ないし問題別にまとめる方針をとった。こうして全体は、第一部として労働者の状態とそれについてする政府の政策を、第二部として諸運動とそれについてする政府の政策を扱うという構成をとることになった。ここに発表されるのは、そのうちの第一部である。内容は、初めに戦時経済の推移と労働統制の概要を述べたあと、労働力の動員と配置、労賃、労働強化と災害、労働者の生活、農民の状態について、それぞれ政府の政策・統制措置と関連づけて扱っている。これにつづく第二部は、労働運動、産報および資本家団体の活動、農漁民運動、政治運動、反戦運動、文化運動、植民地独立運動などを、それぞれこれらの運動にたいする政府の立法・政策・統制・弾圧などと対照させながら扱い、最後に戦時中の国際労働運動の大勢をもって結びとする予定である。この準備も進んでいるので、第二部の発表も遠からず続いておこなわれるはずである。

戦争中の労働事情をまとめるためには、正確で具体的な資料を広く収集するうえで、今日においてもなお相当の困難がある。本書は、手にしうる限りの直接的資料にもとづき、また四十余年来の『日本労働年鑑』の方針にしたがって、戦時下の日本の労働問題を客観的に記録し、できるだけ広範囲にわたってまとめたものである。このような全面的な概括の試みとしてはおそらく最初のものであろう。

使用した資料の多くは、当研究所が所蔵ないし収集したもの、および法政大学図書館にある旧協調会所蔵文献であるが、その他公私の研究所・団体・個人の方々から数多くの資料を利用させていただいた。ここに厚くお礼申し上げますとともに、今後とも本研究所にたいするいっそうの御援助をお願いする次第である。

一九六四年九月

法政 大原社会問題研究所

戦時労働・経済主要日誌 一九四〇年一月～一九四五年八月

一九四〇年	
一月	阿部内閣総辞職 米内内閣成立 愛知時計電機争議(一、二、三日)
一四日	青少年雇入制限令公布、三月一日施行
一六日	斎藤隆夫代議士の衆院本会議における対華政策批判演説問題化し、三月七日同氏は除名
一八日	薄給生活者に対し家族手当を支給することを閣議決定厚生省が通牒
二月	通信従業員会同盟解散
二日	政府、労働組合の産業報国会への発展的解消を要望
一六日	社会大衆党は、鈴木文治ら九名に離党を勧告、一〇日除名、二二日被除名派は新党準備会を結成
二二日	東京市従業員組合解散
二六日	労働総同盟、社会大衆党と絶縁
三月	物価対策審議会官制公布
八日	農業報国会連盟総会
二三日	厚生省、工鉱労務者の農繁期一時帰農に関する件で通牒
	社会大衆党を脱党した新党準備会は、勤労国民党の結成を決定
	社会大衆党連合大会
	通信従業員会連合解散
	通信省、通信報国会を創設
	勤労国民党、結社禁止さる
	春日正一ら共産主義グループ四五名検挙、六月中にも九〇名検挙
	東京瓦斯工組合解散
	物価対策審議会、生活必需品需給対策案を正式に決定
	砂糖、マッチの切符制実施
	東京電燈会社従業員組合解散
	東京市従業員組合解散
	愛国労働農民同志会解散
	日本革新党解党、七日大日本党を結成
	社会大衆党解党大会
	東交労組解散
	七・七奢侈品禁止令施行、一〇月七日全面実施
	労働総同盟中央委員会自発的解散
	米内内閣総辞職
	昭和一五年度労務動員計画決定
	日本農民組合総同盟解散
	近衛内閣成立
	下級官吏職員家族手当支給決定
	閣議、官吏制度改革要綱を決定
	民政党解散、大日本農民組合解散
	全国水平社第一六回大会、方針転換
	厚生省、女子未経験労務者初給賃金標準を決定、一〇月一日実施

		一九四一年			
六日	新体制綱領決定	一月	教職員共済組合令公布	一月	産業報国俱樂部解散
一〇日	価格等統制令の期限延長方針決定	七日	新聞紙等掲載制限令公布、即日実施	一三日	国鉄現業委員会廃止、国鉄奉公会設置
一八日	日本港湾従業員組合解散	一一日	大日本青少年団結成式	二〇日	日ソ中立条約成立
二七日	日独伊三国同盟締結	一六日	閣議、人口政策確立要綱を決定	二三日	通信報国団結成
三〇日	日本海員組合解消を決定、一二月二二日日本海運報国団結成	二二日	臨時農地等管理令公布	二三日	大日本産業報国会、産報青年隊組織方針を決定
一〇月	総力戦研究所官制公布	二二日	産報、生産協力委員会を設置	二四日	教員等の臨時手当給与令、閣議決定
一日	大政翼賛会発会式	三日	健康保険法改正案、衆議院で可決	五月	中央農業協力会議結成式
一二日	賃金統制令の全面的改正、第二次賃金統制令制定	一〇日	国民学校令公布、四月一日施行	三日	生活必需品配給機構再整備要綱を各府県に通牒
一六日	日本主義青年全国会議結成	一三日	国防保安法公布	一四日	厚生省、従業者移動防止令の適用範囲を拡大、紡織業部門その他の追加指定を告示
一七日	国民職業指導所、国民勤労訓練所、国民更生金庫の要綱発表	二五日	国民労務手帳法公布、六月一四日施行	二九日	厚生省、機械技術者検定規則を、機械技術者検定令(勅令)として公布、八月一日施行
二二日	米穀管理規則公布	七月	住宅営団法公布、五月一日開業	三一日	中央賃金委員会専門委員会、一、工場労務者(職工)の最低賃金、最高初給賃金および初給賃金標準額、二、鉱山労務者(鉱夫)の最低賃金、最高初給賃金標準額、三、
二三日	厚生省、労務者扶養家族手当支給制度で通牒	一〇日	改正治安維持法公布、五月一五日実施	六月	
一一月	大日本産業報国会(産報)創立	一一日	労働者年金保険法公布	六日	
二日	海軍工員勤労興国組合解散	二五日	東京府労務供給事業組合結成		
三日	勤労新体制要綱、閣議決定	三〇日	足尾銅山鉱職夫組合連合会解散		
八日	従業員移動防止令公布、二〇日施行	四月	生活必需品統制令公布、六大都市で米の通帳制(二合三勺配給)実施		
一五日	木炭配給、七大都市で開始	一日			
二一日	宅地建物等価格統制令公布、二五日実施				

九日	工場鉱山平均時間割賃金、以上三原案を決定 中央賃金委員会、前記専門委員会の原案を可決 農林省、生活必需物資統制令に基づく麦類配給統制規則公布、即日実施 独ソ戦勃発	一日	産業報国会単位組織の再編成決定 物価対策審議会、低物価、増産調整、米価および鉄鋼価格の各対策を決定 政府米価の二重価格採用を決定 大政翼賛会、勤労報国隊の結成を決定 閣議、労務緊急対策を決定	一日	の告示を公布 全国労務供給事業組合連合会、大日本労務報国会結成のための促進大会を開催 在学年限および徴兵猶予延期期間短縮の両勅令公布 尾崎秀実検挙、一八日ゾルゲ検挙 第三次近衛内閣総辞職 東条内閣成立 間接税大幅増税を閣議決定、第七七議会で成立
二三日	昭和一六年度物価総動員計画ならびに生産力拡充計画決定 近衛内閣総辞職 第三次近衛内閣成立	二九日	価格等統制令改正規則公布実施 総動員審議会、労務調整、国民徴用の、国民職業能力申告、重要事業場の労務管理、勤労報国隊等に関する勅令案要綱を決定 閣議、昭和一六年度労務動員計画決定	一六日	厚生省、国民勤労報国協力令を公布、一二月一日実施
一六日	国民厚生金庫法による国民厚生金庫設立	二二日	厚生省、新米穀国家管理実施要綱を決定、通牒	二二日	産業報国会の機構改革成る
二二日	賃金統制令施行規則改正公布	一五日	賃金総額制限制度中、平均時間割賃金実施の旨通達	二二日	東京府労務報国会結成式
二三日	東京府賃金委員会、労務者最高最低賃金を決定、八月一日以後雇入れに対し適用	一六日	賃金総額制限制度中、平均時間割賃金実施の旨通達	八日	太平洋戦争(大東亜戦争)開始 労務調整令公布、一〇日実施
二五日	厚生省、最低賃金、最高初給賃金公定、一〇月一日平均時間割賃金公定	一六日	農業生産統制命令発動	九日	「左翼分子」二一六名検挙
八月一日	商工省生産管理委員会、中小機械工業の振興策を決定 思想対策協議会初会合	一七日	労務統制委員会官制公布施行 政府、戦時緊急食糧対策決定	一六日	国民徴用令改正勅令、物資統制令など公布
七日		二〇日	国民労働手帳法施行、厚生省は施行令規定の事業および従業者指定	一八日	言論出版集会結社等臨時取締法公布、二一日施行
		二六日		二三日	総動員審議会、企業整備令、水産統制令などを可決
		一〇月一日			

二七日	農業生産統制令公布		
一九四二年			
一月	直接税大幅増税を閣議決定、第七九議会で成立	三〇日	神戸) 第二一回衆議院議員総選挙、推薦候補三八一名、非推薦八五名当选
七日	労務調整令実施	五月	企業整備令公布、一五日実施
一〇日	総動員審議会、金融団体統制令、金融事業整備案要綱を決定	一六日	金融事業整備令公布実施
一九日	中央貸金委員会、日雇労務者賃金を決定	二六日	昭和一七年度生活必需物資総合計画実施
二〇日	繊維製品配給消費統制規則公布、衣料切符制二月一日より実施	七月	戦時造船関係労務対策要綱、閣議決定
二月	味噌、醤油の割当配給制実施	一〇日	妊産婦手帳制公布実施
一日	食糧管理法公布	一三日	繊維製品配給消費統制規則改正
二四日	戦時刑事特別法公布	二二日	重要産業団体令による九業種指定発表
二五日	重要事業場労務管理令実施	四日	官吏減員ならびに優遇案要綱成る
三月	政府、中小商工業再編成案要綱決定	一一日	機械工場遊休設備整理案要綱決定
九日	農地制度改革同盟に禁止命令	二二日	中学、高校、大学予科年限短縮案要綱決定
一五日	永代借地権撤廃勅令公布	九月	中央食糧営団設立
二八日	企画院、生活必需物資専管部新設	一日	大日本産業報国会、経営責任者陣頭指揮運動要綱を決定
四月	米機本土初空襲(東京、名古屋、	一七日	厚生、内務両省、労務報国会設立
一八日		三〇日	
		一〇月	で通牒 次官会議、画一配給と賃金統制の弊を指摘、労務対策の再検討を要望 労働局、炭鉱労務者の待遇改善および基本給部分の増大を計る通牒を発す
		一日	大東亜省新設
		二日	電灯消費制限実施
		三日	大政翼賛会、女子勤労働員促進要綱を発表
		四日	中央物価統制協力会議総会
		二二月	戦時港湾荷役力の緊急増強に関する労務対策要綱を通牒
		四日	農地審議会、食糧自給確立と農業人口確保を決議
		一七日	厚生省中央貸金委員会、工場・鉱山労務者の日雇賃金基準決定
		一八日	大日本言論報国会創立
		二三日	徴兵適齡臨時特例(満一九歳徴兵)勅令公布
		二四日	
			一九四三年

一月	六大都市に消費經濟部を設置 商工省、繊維製品製造制限規則改正公布	二月	雇用者の賃金の最高、最低、標準賃金の公定を決定 米穀供出報国運動要綱を決定 厚生省、賃金統制令による最高初給賃金適用期間を短縮する施行規則改正を行ない即日施行 警視庁労政課、工場、事業場の監督、事務行政を一元化するなど機構を整備	二四日	閣議、労務調整令、国民徴用令改正案要綱を決定 勤労報国隊整備要綱を閣議決定
四日	通信省、電力消費規正強化通牒、軍需工業一〇〇%供給確保、平和産業最高三〇%の使用制限で規正、一六日実施	一〇日	戦時刑事特別法中改正法律公布 物品、遊興飲食、入場の三増徴税法公布実施	二八日	閣議、労務調整令、国民徴用令改正案要綱を決定
九日	政府、間接税を中心とした増税法案要綱を決定、奢侈消費に重課閣議、行政措置案要綱および徴用の国家性明確化、国民徴用援護制度の拡充、不急学校の閉鎖、勤労青少年輔導緊急対策（別に要綱決定）などを内容とする生産増強、勤労緊急対策要綱を決定	一三日	戦時刑罰令公布、即日施行 各庁職員優遇令公布、即日施行 中央物価統制協力会議、日用品対策要綱を決定	一日	労務調整令および賃金統制令改正国民徴用令改正勅令案要綱決定、二〇日公布、八月一日実施
一六日	政府、間接税を中心とした増税法案要綱を決定、奢侈消費に重課閣議、行政措置案要綱および徴用の国家性明確化、国民徴用援護制度の拡充、不急学校の閉鎖、勤労青少年輔導緊急対策（別に要綱決定）などを内容とする生産増強、勤労緊急対策要綱を決定	一五日	警視庁労政課、工場、事業場の監督、事務行政を一元化するなど機構を整備	一八日	勤労報国協力令の改正実施
二〇日	学制改革（学年短縮）に関する五勅令公布	二四日	中央物価統制協力会議、日用品対策要綱を決定	二五日	学徒戦時動員体制確立要綱を閣議決定
二一日	大日本産業報国会、勤労新体制に即応して産報機構を改組	二九日	文部省、戦時学徒体育訓練実施要綱を公表	二九日	勅令・統制令に対する勤労行政職権委譲等に関する件を公布
二六日	厚生省、初任手当の支給、賃金統制令の総額制限を突破する家族手当の認可手続省略、能率増進手当の拡大について告示	四月	閣議、緊急物価対策要綱を決定	七月	労務調整令および賃金統制令改正国民徴用令改正勅令案要綱決定、二〇日公布、八月一日実施
二九日	警視庁労政課は、府賃金委員会にばかり工場日雇労働者および臨時	五月	中央物価統制協力会議、賃金支払形態の合理化に関し意見を上申 総動員審議会、労務に関する六勅令改正案要綱を決定	一六日	緊急物価対策、閣議決定
		一六日	中央物価統制協力会議、賃金支払形態の合理化に関し意見を上申 総動員審議会、労務に関する六勅令改正案要綱を決定	一六日	第二次食糧緊急増産対策要綱決定 社長徴用令実施
		一九日	中央物価統制協力会議、賃金支払形態の合理化に関し意見を上申 総動員審議会、労務に関する六勅令改正案要綱を決定	一六日	第二次食糧緊急増産対策要綱決定 社長徴用令実施
		二二日	中央物価統制協力会議、賃金支払形態の合理化に関し意見を上申 総動員審議会、労務に関する六勅令改正案要綱を決定	一六日	第二次食糧緊急増産対策要綱決定 社長徴用令実施

九月	一〇日	イタリヤ無条件降伏	二三日	徴兵適齡臨時措置(一年引下げ)を政府発表	一五日	経済関係罰則の整備に関する法律公布
	一三日	女子勤労働員の促進に関する件を次官會議決定	二八日	政府、第三次食糧自給態勢強化対策要綱と自作農創設の促進に関する件を決定		農政會設立總會 農業生産統制令、臨時農地等管理令改正公布
	二三日	簡易商業的職業など一七職種の男子就業禁止措置を政府発表			二一日	増税法案成立、公布
	二七日	中央農業會創立				国民労働手帳法施行規則改正
	一〇月	軍需會社法公布(企画院および商工省廃止)	一九四四年			厚生省、国民職業能力申告令改正公布、科学技術者登録学校学科を指定
	三日	軍需會社法公布(企画院および商工省廃止)	一月	戦時官吏服務令公布実施	二三日	厚生省、学校卒業生使用制限施行規則ならびに關係告示を改正、公布実施
	一二日	閣議、教育に関する戦時非常措置方策、官庁職員の縮減に関する件を決定	四日	閣議、緊急国民勤労働員方策要綱および緊急学徒勤労働員方策を決定	二五日	閣議、決戦非常措置要綱を決定、二九日高級享樂停止、官庁執務など四具体策を發表、三月一日実施
	一二月	米の新配給価格一升五〇錢に改定実施	二八日	物価協議會の設置、價格形成委員會改正の官制公布		国民勤労働員署官制公布施行
	一日	米の新配給価格一升五〇錢に改定実施	二月	農商省、臨時農地管理令第八、九条發動を通牒	三月	農業生産統制令改正公布実施
	四日	出版事業整備要綱、閣議決定	二日	農商省、臨時農地管理令第八、九条發動を通牒	一日	閣議、決戦非常措置の一環として勤労働昂揚方策要綱を決定
	一九日	閣議、行政機構改革に伴う物価政策の運営に關し、物価政策は内閣において統一し、新設の農商省に物価協議會を設置することなどを決定	四日	学徒の軍事教育強化方策發表	一八日	戦時農業要員制実施
	一二月	国民職業能力申告令改正公布、青壯年国民登録を四五歳まで引上げ軍需會社徵用規則を公布、即日実施	九日	文部省、中等学校教育内容戦時措置要綱を通牒	二五日	中央物価統制協力會議、配給制度の改善案を具申
	三日	国民職業能力申告令改正公布、青壯年国民登録を四五歳まで引上げ軍需會社徵用規則を公布、即日実施	一〇日	国民職業能力申告令改正に關する勅令案要綱、國家總動員審議會で可決	三〇日	
	一七日	軍需會社徵用規則を公布、即日実施			四月	文部省、学徒勤労働員基準を決定、通
					一日	

一一日	調査研究動員本部創設、閣議決定	規則改正。改正健康保険法に関する関係勅令を公布。農商省、戦時食糧増産推進本部を設置	二三日	学徒勤労令、女子挺身隊勤労令及び官庁技術職員動員令を公布施行
一三日	日本経済連盟、企業整備に伴う労務諸対策の強化に関し建議	石炭勤労者確保のため工場勤労者配置転換実施要綱を決定	二八日	配置転換実施要綱を決定
一四日	戦時産業極限要員量策定に関する件、閣議決定	厚生省、勤労衛生刷新通牒	二九日	生鮮食料品価格特別措置を發表、公定価格制度の刷新
一八日	翼賛政治会、緊急労務対策要綱を決定	調査研究事業体制、学徒勤労協力、女子挺身隊勤労協力などの勅令案要綱を決定。工場従業者の帰農等に関する件、閣議決定	九月四日	勤労機動配置非常対策、臨時日雇労務対策本部規定發表
五月二日	中央物価統制協力会議、日雇労務者賃金統制強化方策を建議	食糧・勤労行政査察使、勅命	二五日	厚生省に決戦勤労推進本部設置
五月五日	労務調整令、国民職業能力申告令改正	賃金統制令施行規則改正告示、賃金統制を緩和	二六日	農商省、農業労働非常対策要綱を決定通牒
五日	文部、厚生、軍需三省は、学徒勤労実施要綱および工業事業場等、学徒勤労動員受入側措置要綱を決定	厚生省、臨時石炭勤労対策本部を創設	二七日	日雇労務者就労規則を強化、一月一〇日実施
九日	被徴用者勤労援護強化要綱ならびに勤労者用住宅緊急整備要綱、閣議決定	政府、各省行政査察委員会設置、勤労行政査察開始	三〇日	労務調整令施行規則および労務供給事業規則改正公布
一六日	文部省、学校工場化実施要綱を決定、通牒	厚生省、勤労局を改組、勤労働員と軍動員を調整	一〇月一六日	決戦下国民運動要綱決定、新国民運動中央本部の創設きまる
一八日	移入朝鮮人労務者契約期間延長指導要綱等閣議決定	東条内閣総辞職	二一日	大日本産業報国会、新運動方針を決定
二三日	厚生年金保険法施行令および施行	小磯、米内協力内閣成立	二二日	国家総動員審議会、会社経理特別措置、労務調整令改正、国民勤労報国協力令改正、賃金統制令改正、船員動員令の五勅令案要綱を決定
一八日	緊急主要食糧等確保労務対策決定	農商省、生活用品価格査定制度整備ならびに監査制度確立要綱通牒	一一月	
八日	女子使用標準率を設定	閣議、男子従業者配置規定を決定、		

一月	一九四五年	一月	一九四五年
一月一日	煙草割当配給制実施	二月一日	総動員審議会、国民勤労働員要綱を決定
一月六日	日雇労働者就労統制要綱決定	二月二日	国家総動員法に基づく戦時建設団の設立を閣議決定
一月九日	夜間学生にも勤労働員実施	二月四日	職階設定に関する指導要綱、軍需、厚生兩次官通牒
一月八日	労務調整令改正公布、二五日実施、国民勤労働協力令改正、二五日実施、雇入れ、就職の国家統制や勤労働報国隊結成の対象を年齢および女子について拡大	二月三十一日	隠匿蔵物資総動員
一月二三日	賃金統制令改正要綱公布	三月一日	国民勤労働員令公布、一〇日施行
一月二六日	国民徴用援護会、国民勤労働員援護会と改称	三月六日	総動員審議会、戦時建設団に関する勅令案要綱を決定
一月八日	労務機動配置要綱決定	三月二一日	決戦勤労働員実施に関する件、閣議決定
一月一二日	戦時災害時における給与等取扱い要綱を軍需、厚生両省で決定	三月二三日	国民義勇隊の結成につき閣議決定
一月二二日	勤続手当給与令公布	三月四日	小磯内閣総辞職
一月二六日	勤労犯罪者戦時特例処置要綱、閣議決定	三月五日	鈴木内閣成立
一月二八日	日雇労働者賃金改正	三月七日	国民義勇隊組織状況、緊迫せる場合に於ける国民戦闘組織に関する件、閣議決定
一月二九日	増税案要綱、閣議決定	三月九日	全ドイツ軍無条件降伏
一月四日	軍需、食糧、勤労など五大決戦施策実施を閣議決定	三月二五日	非常事態に備え、官庁俸給三ヵ月分前払い
一月二九日	戦時物価審議会設置を閣議決定	三月三十一日	防衛生産体制確立に関する件、閣議決定
二月一日	厚生省、国民勤労働員令の発動で、戦時要員緊急要務令を公布施行	三月二四日	議決定
二月二日	生産体制の確立に関する要綱発表	三月二六日	大政翼賛会、国民義勇隊の結成を機会に解散式を行なう
二月三日	生活必需物資総合配給所設置	三月二八日	陸海軍省、国民義勇隊令を発表
二月六日	農商省内に帰農対策本部設置	三月二九日	主要食配給量一割減、閣議決定
二月八日	勤労行政推進査察編成さる	三月三十一日	政府、防衛生産体制の確立の実施細目として勤労者の配置転換、機動配置に団体徴用などを決定実施
二月一二日	政府、防衛生産体制の確立の実施細目として勤労者の配置転換、機動配置に団体徴用などを決定実施	三月三十一日	広島に原爆投下
二月二二日	ソ連、日本に宣戦布告	三月三十一日	長崎に原爆投下
二月二六日	政府、決戦食糧解決の抜本方策を決定、人口の再配置と集団帰農、農民隊の活用など	三月三十一日	終戦の詔書発布、ポツダム宣言受諾発表、鈴木内閣総辞職

第一編 戦時経済の推移と労働統制

第一章 第二次世界大戦の勃発

と労働統制

第一節 臨戦体制の進展と経済統制

一九三九年九月、ナチス・ドイツはポーランドに侵入し、第二次世界大戦が開始された。また、これに先だつこと一ヵ月あまり、アメリカは日米通商航海条約の廃棄を通告してきた。すでに一九三一年以来一〇年近くも、中国と戦争を続けていた日本の戦時経済は、これによって甚大な打撃を受けた。もともと低位な産業構成と国際的に劣弱な資本蓄積しかもたなかつた日本経済が、その弱点を急速に補強するため日中戦争下に生産力拡充政策を強行してゆくなかで、しだいに累積されてきたもろの矛盾は、「複雑怪奇」といわれた国際的悪条件の発生にあって、一斉に表面化しはじめたのである。

大戦の勃発直後、政府はあわてて九・一八価格停止を発令し、物価・地代・家賃・賃金などを釘づけにしたが、それがかえって買占め・

売惜しみ・ヤミ取引きを誘発して国民生活を混乱させたばかりでなく、生産力拡充政策と低物価政策との矛盾をにわか問題化させることになった。一方、日米通商条約の失効による日米間の無条約時代の出現に追いかけて、アメリカは工作機械・くず鉄・石油などの対日輸出に制限を加え、イギリスやフランスも対日輸出の禁制を強化した。それに加えて、一九三九年夏の渇水事情は電力不足をひどくし、火力発電のための石炭割当の窮屈さとあいまって、「動力飢饉」を生み、石炭・電力の供給制限を不可避にした。一般に鉱工業生産も停頓し悪化する傾向をみせだし、企業利潤と株価も一斉に低下し、とくに中小企業の状態は悪化した。金融市場も梗塞ぎみとなり、不況の深刻化がおそれられた。そのうえになお、早魃からの米不足が食糧問題をひき起こした。難問題が重なって起こったのである。

こうして、従来とってきた経済統制を根本的に反省し、再編成することが必要となってきた。日本の戦時統制経済は、全面的な日中戦争の勃発（一九三七年七月）以降ほぼ一ヵ年にわたる応急措置段階を過ぎて、戦時統制の根本法規となった国家総動員法が施行され（一九三八年五月）、つづいて改訂物資動員計画の実施（同六月）、生産力拡充四ヵ年計画の発表（一九三九年一月）、物価統制大綱の決定（同四月）、労務動員計画の決定（同七月）、総動員法の広範な発動をみ、広く物価・労働・貿易・為替・資金・物資・利潤などの統制が

行なわれた。ヨーロッパ戦争後は、さらに各分野にわたって統制が強化され、さらに消費部面にも広げられた(砂糖・マッチにつづいて木炭の切符制、奢侈品の製造販売制限)。しかし新しい事態のもとでは、従来のような各分野の強権的な統制を、単にいつそう強化し普遍化することだけでは問題は解決しえないことが、ようやく明らかになってきた。物資動員計画が早くも行きづまりをみせたこともその現われにはかならない。戦時統制経済のもつ矛盾と摩擦が、統制そのものの刷新と再編成を要請していたのである。

一九四〇年七月、「新体制運動」を旗印にして、軍部をはじめ各方面の衆望をになった第二次近衛内閣が発足した。同内閣は、組閣直後に決定した「基本国策要綱」と対外国策要綱にもとづいて、九月には日独伊三国軍事同盟に調印し、南方進出策と対英米戦争の準備に進み、一〇月には大政翼賛会を発足させた。戦時経済統制の方針にも大転換が図られ、従来からの経済の英米依存体制を脱却して、「東亜共栄圏」の自給と「高度国防国家」の建設を目標にし、また貿易については、従来の輸出第一主義・外貨獲得主義から、輸入第一主義・物資獲得主義に転換することを余儀なくされた。各分野の経済統制については、国家総動員法を根拠とする各種統制令の再編成、勤労新体制確立要綱、日滿支経済建設要綱、大日本産業報国会の結成、経済新体制確立要綱、人口政策要綱、科学技術新体制確立要綱などが、一〇月から翌年五月にかけて次々と立案ないし実施されていった。経済新体制確立要綱(一二月)は、東亜自給圏の確立と高度国防国家の建設をめざし、生産増強を根幹とする経済統制を主眼としたものであり、初め企画院から提案された案では、「公益優先」の名において統制機構の役員を政府が任命するようにになっていたが、「自主統制」を主張する財界の強い反対にあって大幅に修正され、案の作成に関係した「革新官僚」は治安維持法で逮捕され

た。物資統制については、従来閑却されていた生産財・輸出品・輸出品用原材料等の配給統制が行なわれ、統制はほとんどすべての主要商品に及んだ。インフレーションによって物価指数は再上昇し、釘づけ物価の矛盾が激しくなったため、生産力拡充に重点をおく低物価政策がとられた。また、食糧問題が重大化し、生活必需物資の統制が広範に進められたこともこの時期の特徴である。

第二節 日中戦争期の労働統制

日本の戦時労働統制は、初期にはおもに特殊技能者(熟練工および技師)の問題を重点にしていたが、軍需産業および関連産業における労働力の不足がしだいに一般化するにつれて、統制の対象は広く未経験工にも及ぶようになり、統制範囲も、軍需労働要員の充足から一般産業・農業労働力の維持増強とその重点的配置に進み、統制方法も、技能の登録制度から移動防止・雇用制度から、ついに強制的な徴用制度を採用するにいたった。そこにみられたのは、要するに強行的な労働動員と権力的な労働配置にはかならなかった。

これら労働統制の大部分は国家総動員法にもとづく勅令の形をとって法制化されたが、国家総動員法のなかで「人的資源の統制」に関するものは、第四条(徴用)、第五条(国民協力)、第六条(労働統制)、第七条(争議統制)、第十三条第二項(従業者の供用)、第二十一条(国民登録)、第二十二條(技能者養成)などである。このうち第七条のように、既存の法令や警察による弾圧で、特別の新法令を必要としなかったものを除き、そのほとんどが太平洋戦争の開始以前に全面的発動をみるにいたった。

登録と調査 労働力の質・量とその所在を明らかにしておくことは、生産力の拡充と労働力の適正な配置のための前提となるので、

国家総動員法第二十一条にもとづいて国民の職業能力登録制度がつけられた。一般的なものとして国民職業能力申告令（一九三九年一月）が、特殊な者に対しては別に医療関係者職業能力申告令（一九三八年八月）、船員職業能力申告令（一九三九年一月）、獣医師職業能力申告令（一九三九年二月）ができ、それぞれ一定の申告義務を課し、違反には罰則が規定されていた。

国民職業能力申告令は、国民登録制と呼ばれたもので、はじめは一定の有技能者の登録のみを実施したが、一九四〇年一〇月の改正によつて、従来よりも登録の範囲が拡張され、有技能者から未経験可働能力者までを含め、新たに「青年国民登録制」を実施して、年齢一六歳以上二〇歳未満の男子を登録することになった。

同令は、その後一九四一年一〇月にさらに改正され、国民登録の範囲を、男子一六歳以上四〇歳未満の者にまで拡大するとともに、新たに女子についても、一六歳以上二五歳未満で配偶者のない者の登録を実施して、女子に対する徴用の道を開いた。これを「青壮年国民登録」と称した。

一九四一年三月の国民労務手帳法によつて生まれ、一〇月から全面的に実施された労務手帳制度は、工場・鉱山等に就業する一定の技術者および労務者には、すべて身分・経歴・技能程度・賃金給料等を書き入れた政府発行の手帳を持たせ、これを国民職業指導所に登録させるものであり、その適用を受ける従業者は当初約六〇〇万人と予想された。この労務手帳制度の主要な目的は労働者の移動防止にあったが、同時に登録制度と補いあうものであり、手帳法の公布とともに、先の能力申告令による申告手帳は国民労務手帳とみなされることとなった。

なお労働力の量的質的調査について、このほか、資源調査法第一条にもとづく労働動態調査規則（一九三九年一月、年二回調査、

雇主に報告義務）と労働技術統計調査令（一九四一年四月、従来の労働統計実施調査令は廃止）が施行された。

職業紹介・技能養成 一九三八年に厚生省が設置され、同年四月には職業紹介法が全面的に改正されて七月から実施された。これによつて、労働者募集等について国家的規制を強化するとともに、市、町、村営を原則（東京府のみ例外）としてきた職業紹介所は、国営となり、従来の失業者救済機関から、労働力の軍事的再編成のための適正な配置を担当する機関に転換した。その中央統制機関として厚生省に職業部が設けられたが、その後職業行政の指導性をいっそう強化するため、一九四一年一月、厚生省の職業部と失業対策部とを統合して職業局を設け、つづいて全国三七八カ所（出張所一四二、分所一三）に達する職業紹介所は、その名称を国民職業指導所と改め、事業内容を充実させた。その直接の動因は、中小工業者の転業問題の重大化であった。

一方、軍需生産力の拡充に伴つて、とくに鉱工業関係の技術者および熟練労働者の需要が急増し、従来の技能者の人員ではとうていそれに応ずることができず、その不足が生産能率にも重大な影響を与える情勢となった。そこで積極的に技能者を養成してその供給を増加させ、労働生産性の増大をはかるために、国家総動員法第二十条にもとづいて、一九三九年三月、学校技能者養成令（勅令一三〇号）および工場事業場技能者養成令が公布され、強制的な割当制によつて組織的・義務的な技能者養成制度が採用され、四月から施行された。学校技能者の技能者養成は文部大臣の所管下で、大学・専門学校・実業学校・青年学校等に対して、技能者の種類と員数を定めて養成が命ぜられ、また工場事業場の技能者養成は、厚生大臣の指定する事業（時局関係産業二二種が指定された）を営む者に対して、年齢一六歳以上の男子労働者を常時二〇〇人以上使用する者は

法律上当然に、同じく五〇人以上使用する者は指定によって養成が義務づけられた。また船舶運航技能者養成令（一九三九年一月）は、同じく船舶の所有者・運航業者等に養成義務を課した。

また、技能者のなかでもいちばん不足を告げた機械技術者について検定期則（一九四〇年三月）が作られ、それを発展させて一九四一年五月に機械技術者検定制令が公布されて八月から施行された。これは労働者中から検定の方法によって技術者の能力をもつ者を発見し、技術者に登用する道を国家的に開いたものである。

雇用制限 労働力の重点的配置の重要な一環としての労働者雇用制限は、まず学校卒業者の使用制限から始まった。一九三八年六月の閣議において、「軍需品生産上必要な労働対策要綱」が決定し、鉱工業関係の大学・専門学校・中等学校等の新規卒業者の雇用の許可制と毎年の雇用許可数配当が定められたが、これにもとづいて同八月、国家総動員法による労働統制の諸勅令中の最初のものとして学校卒業者使用制限令が公布・施行された。これによって、毎年の指定された学校の卒業者の学校程度別および学科別の使用員数につき、厚生大臣の認可を要することとなった。

その後の労働事情の悪化につれて、一九四一年一月に右の使用制限令は改正され、あとの認可の取消しと緊要方面への配置が可能となった。

一般労働者の雇用については、移動防止の見地から従業者雇制限令（後述）が制定されたが、その後総動員法第六条にもとづいて一九四〇年二月に青少年雇制限令が制定された。この法令は、青少年を時局産業に動員し、不急産業などに雇われることを抑制するものであり、女子青少年についても、特定の業務の雇入れは七割に制限され、国民職業指導所長の許可ある場合のみその雇入れが認められることになった。

また、船員については、総動員法第六条にもとづいて、船員給与統制令（一九四〇年一月）および船員使用等統制令（一九四〇年一月）が制定され、船員の雇用、移動防止等についての統制を行なった。

移動防止 労働力の重点的配置の一環として、とくに企業間の従業者の引抜き・移動を防止するための規定がつけられた。総動員法第六条にもとづいて、一九三九年四月に公布された従業者雇制限令と同施行規則は、重化学工業および鉱業の九三職種を指定し、これに従事する技術者および労働者のうち一定条件の者については、職業紹介所長の許可なければ他に移動できないこととし、不急用な生産への労働力の流入を抑制しつつ緊要生産部門における労働移動を防止しようとした。

その後労働力の不足に伴って、右の制限外に置かれていた一般労働者の移動が著しくなったため、従業者の移動防止をさらに拡充強化して、労働需給の円滑化をはかるため、一九四〇年一月に右の雇制限令に代えて従業者移動防止令を制定した。移動防止令は、指定従業者すなわち年齢一四歳以上六〇歳未満の男子で、特定の労働者および技術者、またはその前歴者について、その雇入れに原則として国民職業指導所長の認可を要することとし、確認あるいは前歴報告義務を負わせ、雇入行為のみならず勧誘行為も禁止し、一ヵ月以上他人に雇用されたものは退職後一ヵ年間は自由な就職を許可しないこととなり、また適用対象も先の九三種から、「軍需工業その他国策遂行上重要な事業を営む工場、事業場において使用せらるる職工および鉱夫の全部」に拡張された。

上述の国民労働手帳制度は一九四一年一月から全面的に実施されることになったが、この制度が移動防止令と一体となって従業者の移動を規制した。すなわち、労働手帳法の手帳留置範囲（防止令

の指定従業者と同範囲)に属する従業者がかってに退職しようとしても、一カ年間は使用主に手帳を留置され、他に就職できないしくみになっていた。

国民徴用 上述のように、雇用を制限したり、移動を防止したりして、ひたすら軍需生産のための労働力の増強と確保に努力したが、それだけでは足りず、もはや自由募集と国家の紹介によっては、軍作業庁や民間軍需工場などの要員充足は満足に行ないえない情勢となった。ここにおいて政府は、国家総動員法第四条および第六条の規定にもとづいて国民徴用制度をつくり、国民を一定の条件のもとに強制的に総動員業務に動員従事させ、国民皆働の労働動員体制を確立することになった。国民徴用令は、一九三九年六月の国家総動員審議会においてその要綱が決定し、七月の閣議決定を経て公布施行された。同法による徴用は、職業指導所(以前の職業紹介所)の職業紹介、その他の募集方法によっては所要の人員が得られない場合に限り行なわれ、その対象は、国民職業能力申告令による要申告者に限られる。地方長官は、徴用命令の内容に従って、徴用されるべき者を決定し、これに対して徴用令書を交付するのである。

「白紙召集」の名で呼ばれた強制的な徴用は国民にとって影響するところが大きいので、できるだけこれを限定する意味から、従来の国民徴用令では、徴用される者の範囲を国民登録制の要申告者に限っていた。しかし国際情勢の緊迫化に伴い、同令は一九四〇年一〇月に改正され、要申告者以外の者も徴用しうることになった。また、従来の制度では、国の行なう総動員業務に対してのみ徴用できるとたてまえであったのを、その範囲を拡張して、工場事業場管理令により政府の管理する工場・事業場その他の施設において行なう総動員業務にも徴用できることとなった。

船員については別に船員徴用令(一九四〇年一〇月)が制定され

た。

労働動員計画の発足 労働動員を総合的に計画化し、他の諸国家計画とともに、その一環として国家総動員計画を補完するために、一九三九年七月の閣議において、第一次労働動員計画が決定された。この動員計画によって国民勤労の目標は、軍需の充足、生産力拡充計画の遂行、輸出の振興、国民生活の必需品の確保という四事項の達成であるとされ、そのために、(1)軍需産業、(2)生産力拡充計画産業およびその付帯産業、(3)輸出産業、(4)生活必需品産業、(5)以上に関連して必要な運輸通信業の五つが緊急重要産業に指定され、これらの産業に全国国民の労務をいかにして調達し、配置するかが動員計画の眼目であった。ただし右の五産業のうち、(3)と(4)はその後とり除かれてしまった。

一九三九年度の第一次動員計画は、労働需要量(前記五産業における増加需要と減耗補充に満州への移民を含めたもの)を一〇九万五千人と算定し、これに対して一一三万九千人(うち女子三八万一千人)を割り当てる計画であり、労働力のおもな供給源は、小学校の卒業者と農村労働力(農村無職者と農業従事者)であった。移入朝鮮労働者には八万五千人(七・五%)が割り当てられた。この計画においては、徴用の実施はまだ望ましくないとされていた。

一九四〇年度の動員計画(六月閣議決定)では、需要一四七万人、割当一五四万人にそれぞれ増加し、重点主義が強化された。供給源は、新たに加えられた中学校卒業者を含めて小、中学校卒業者が全体の五〇%、失業者一四%、未就職の地方労働者一三%、企業の調整で予定される労働者一〇%、朝鮮労働者八%と割り当てられた。農村からの労働力の吸収の割合が減少したのは、食糧問題の重要性から農業生産の低下を防ぐ必要が増大したことを示している。またこの計画では、技能者の不足と転職者の増大に対する措置が強調さ

れ、失業者および季節労働者の登録が指摘されている。

賃金統制 一九三九年三月に制定され四月から実施された賃金統制令は、わが国における本格的な賃金統制の最初のものである。同令は総動員法第六条にもとづくもので、(1)賃金規則の作成、(2)未経験労働者の初給賃金の公定、(3)既経験工の賃金およびその支給方法に対する規正について規定した。この統制は、物価政策の一環として、賃金の高騰を抑制して軍需生産費を調整するとともに、従業者雇制限令や青少年雇制限令の実施によって生ずる賃金の不均衡を調整して労働者の移動を防止することをねらったものである。法令によって既経験労働者の移動が制限されると、その制限を受けない未経験労働者の争奪がいつそう激化し、その初任給が高騰して軍需産業に必要な労働力の充足にも支障をきたすことをおそれ、その防止策として、まず未経験労働者の初任給に基準を与えて統制しようとしたのである。こうして一九三九年八月から、鉱山・機械器具製造業など五産業の未経験工の初給賃金が設定された。年齢別・地方別に最高額・最低額・標準額が定められ、事業主は雇入れ後三ヵ月間はこれに準拠して賃金を払うことになった。

実際には賃金の高騰を抑制するには同令は無力であり、生活必需品を中心とする物価の騰貴もはなはだしかった。ヨーロッパにおける戦乱の勃発を機会に、賃金の抑制を効果的にするため、九・一八停止令といっしょに賃金臨時措置令(勅令七〇五号)が制定され、一九三九年一〇月から実施された。同令は同年九月一八日の賃金水準以上に賃金基準を引き上げることが禁止した臨時的措置(むこう一ヵ年間)であり、労働者の基本給または賃金基準はこれによって引上げをストップされたのである(未経験労働者には不適用、昇給は許可)。同令の適用産業は統制令より著しく拡大し、統制される賃金の範囲も拡張された。

元来賃金統制令における初給賃金の決定は、一九三八年三月から一二月までの九ヵ月間の賃金水準を基礎として作成されたもので、当時の実際の賃金より一、二割低かった関係や、統制が五産業に限られたため、輸出産業その他平和産業との間、あるいは工場間にはなほだしい賃金の不均衡が生じ、労働力がかえって時局産業から流出する現象すら生じたので、未経験労働者の初給賃金は改正され、一九四〇年八月から適用範囲も平和産業にまで拡大されるとともに、従前の初給賃金は一、二割引き上げられ、さらに女子未経験労働者の初給賃金も一〇月から公定実施されることになった。

ついでストップ令の更改期限が到来した機会に、従来の賃金統制令と臨時措置令を一本化して内容を強化し、適用範囲を拡大させた改正賃金統制令(一九四〇年九月)を実施した。同令は、労働者個人に対する標準賃金の設定と、各事業場における賃金支払総額の制限の二本建てによって適正な賃金の確立を期したものであり、従来の賃金統制の主目標であった低物価政策の一環としての賃金抑制のほか、不均衡を是正するための賃金総額の制限という新方式を採用し、また労働者の生活保全のための最低賃金制を取り入れたものであった。個人賃金に対する制限は、最低賃金、最高初給賃金、最高賃金の三つを公定する目的をもつものであり、工場・鉱山等の一般経験労働者については最高賃金は公定しないが、高額に失するような場合には引下げ命令を出すことになっていた。最低賃金と最高賃金は、一九四一年八月から全国一斉に実施され、日雇労働者の賃金は同四月に公定された。賃金総額の制限とは、雇用主が三ヵ月間に支払う賃金の総額が、公定の平均時間割賃金に総就業時間数を乗じた金額を越える場合には認可を要することとしたものであり、この制度は一九四一年一〇月から実施された。

家族手当については、生活必需品の高騰に対して賃金ストップに

より労働者の生活の困難が増大したので、一九四〇年二月の閣議決定にもとづき、年齢一四歳未満の扶養家族をもつ月収七〇円以下の者に限り臨時手当の支給を許可する通牒が発せられた。つづいてその後の物価騰貴と政府職員・官営事業労務者に対する臨時家族手当の支給に対応して、民営事業についても、一〇月から支給範囲を実収月平均一五〇円以下の者にまで拡張し、その額も労務者一人につき月一〇円まで認めるといふ全面的な扶養手当制度の改正が行なわれ、一月にはさらに一五〇円以上の者に対しても臨時措置を容認した。一九四一年七月には賃金統制令の被適用労働者の家族手当の額を規定したが、太平洋戦争勃発後この制度はさらに改正され、一九四二年四月から、(1)支給範囲を拡大し(月収一六〇円以上の者にも支給、配偶者・満六〇歳以上の直系尊属・満一八歳未満の直系卑属・不具廃疾者)、(2)扶養家族一人当たりの手当額を三元に増額し、(3)支給額の最高限が撤廃され、扶養家族数に応じて無制限に支給することになった。また同八月の閣議は官庁職員全員に対し俸給・給料の一割を戦時勤勉手当として支給するほか、家族手当一人当たり三元を五円に増額することを決定し、この家族手当引上げはその後一般民間会社・作業場にも実施されることになった。

なお船員については、従来は賃金臨時措置令の適用を受けていたが、一九四〇年一〇月、別に船員給与統制令がつくられた。

労働力保全 戦争の長期化に伴って、時局産業における労働時間の延長など労働強化の傾向が激しくなり、それが労働者の疲労・罹病・災害をもたらし、欠勤率を増大させ、労働力を保全する必要が強まった。労働時間については、日中戦争勃発直後、軍需品工場に対し、特別の指導方針が出され、一九三八年八月には、軍需品工場について交替制を採用するよう通牒によって勧奨されたが、なお就業時間が一二時間を越すものが、全国の常時五〇人以上を使用する

金属および機械器具工業でも労働者の三割に及ぶ状態であり、工場災害も増加趨勢にあった。そこで一九三九年三月には総動員法第六條にもとづいて工場就業時間制限令が制定され、五日から施行された。同令によって指定工場・事業場における就業時間を原則として一日一二時間以内とすることが定められたが、指定事業以外のものはまったく放置され、指定事業においても「原則」のみで事実はおびただしい例外許容と違反(一九三九年五月からの六ヵ月間における例外許可届出件数二万一五九七件、違反件数一八一三件)がみられ、その実効を疑わせるばかりか、むしろ量的な軽減を質的な加重にすりかえる結果をもたらすことが多かった。その結果は、「罷業はやらないが製品の六割前後の不良品を出し、かへって罷業を起した方が結果的にみて良かった様な皮肉な事態も存し」(協定会編、「労働年鑑」一六年版、二七七ページ以下)、軍需品工場の従業員欠勤率は、一九三七年から一九三九年へかけての二年間にほぼ倍増するありさまであった。

その後未経験労働者に対しては、一九四〇年三月、「未経験工の保護及指導の方針」が定められ、事業主に、就業時間を一日一〇時間以内に制限し、なるべく深夜にわたらないよう指導と保護を加えさせることになった。

本格的な労働力保全立法というべきものは、わずかに社会保険部門で、いくぶんの進展をみたにすぎなかった。国民健康保険法(一九三八年四月公布、七月施行)、船員保険法(一九三九年四月公布、一九四〇年六月施行)、職員健康保険法(同上)、労働者年金保険法(一九四一年三月公布、一九四二年六月施行)などがそれである。

第二章 太平洋戦争の開始と 労働統制

第一節 戦争突入期の戦時経済

と経済統制

一九四一年六月に行なわれたドイツのソ連侵入につづいて、日本軍の南部仏印進駐が強行され、米英蘭三国は日本人資産を凍結し、アメリカは石油その他重要軍需物資すべての対日輸出を禁止した。内閣は総辞職し、開戦を予定して東条内閣が発足した。そして二月八日、太平洋戦争への突入となった。これに先立ち、経済統制面では、財政金融基本方策が決定し、二重米価制が実施され、株価の低落を押えるための統制令が施行され、また重要産業団体令の制定によって各部門で統制会の設立が始まっていた。

戦争開始後まもなく、労務調整令・企業許可令・物資統制令・農業生産統制令が次々と公布され、外国為替相場は廃止された。さらに一九四二年にはいつて、戦時増税案や第二次生産力拡充案が発表され、衣料切符制が実施され、食糧管理法・新日本銀行法・企業整備令などがこれに続いた。ハワイ真珠湾の不意打ち襲撃とマラヤ半島上陸作戦に始まる日本軍の緒戦の戦果は、予想を越えて圧倒的なものであり、開戦後半年の間に、東南アジアの主要地域はことごとく日本軍の占領下にはいつた。戦時経済の隘路をなす不足原料物資の供給地に目せられた「南方共栄圏」の建設も、一時は好調に進展するかにみえた。司政長官以下が統々現地に派遣され、また南方開

発金庫が設立されて、物資獲得に使われる現地通貨の印刷に狂奔した。

しかし緒戦期の圧倒的な軍事的優位も長くは続かず、一九四二年六月のミッドウェー島作戦の敗北によって、戦局は転換しはじめた。海運と造船の増強策が次々と取られたにもかかわらず、戦時経済の命の綱であった海上物資輸送を担当する船舶保有量は、一九四二年から歴然と激減しはじめた。戦時経済の大勢もようやく頭打ちをみせはじめたのである。政府は低物価政策と生産増強の相剋を調整するため、二重価格政策や補償金政策などを採用して生産の増強に全力をあげた。これによって利益金の絶対額は増大し、とくに大軍需会社は膨大な軍事費の撒布によって、発注をさばききれないほどの好況をほしほしにしていたが、全体としての事業会社の営業成績は反対に低下していった。平和産業部門が制限され操業短縮を余儀なくされたことは別としても、原料・資材・労働力などの供給不足や配給の不円滑が生産力の全面的発揮の障害となってきたうえに、生産設備の新設拡張計画の竣工遅延にもとづく未可働資本の圧迫が重なって、業績の低下をもたらしたからである。統制はさらに次の統制の強化を不可避にした。産業構成は急速に高度化していったが、他方において、ようやく頭をもたげだしたインフレーションは、生活必需物資の不足とともに国民生活の苦難を増大させたばかりでなく、戦時経済そのものの運営が阻害されだしたのである。

一九四三年にはいると、戦時経済は早くも決戦態勢へ本格的に移行せざるをえなくなっていた。政府は年初早々、「戦時行政職権特例」および「戦時行政特例法」を閣議決定したが、これによって、鉄鋼・石炭・軽金属・造船・航空機の五重点産業を指定し、戦力増強の非常措置をとって、産業行政の一元化、重点産業の強化、官僚統制の是正を行なおうとした。それは軍需生産の行きづまりからと

らざるをえない政策であった。つづいて重点産業を強化するため、画期的な企業整備を断行することとなり、六月には、戦力増強企業整備要綱を発表したうえで、臨時議会を開き、企業整備関係の諸案を決定した。これによって従来思うように進展しなかった企業整備は、国家の強権を背景にして全面的に推し進められることになったのである。右要綱の重点は、第一種工業部門（平和産業）の工場の大部分を休廃止して、その建物・機械・装置・労働力を第二種工業部門（五重点産業等軍需産業）に転用し、第三種工業部門（雑工業）は徹底的に整理すること、第二種工業部門については企業系列の整備を行なうことにあった。これによって深刻な転失業問題が生ずることは当然であり、また企業整備に必要な資金については国家資金によってまかなうことが立法化された。

第二節 戦争初段階の労働統制

太平洋戦争へ突入する一年ほど前から、必要方面への労働力の補給はにわかに深刻な問題となってきた。しかも国策として農村人口四割確保が定められたため、農村の労働力に大きく期待することはできず、新しい労働力供給源としては、中小商工業の整備から生ずる労働力と女子および小学校卒業生にたよらざるをえなくなった。労働動員計画においては、一九四一年度は量的確保に、一九四二年度は質的充足に、比較的重点がおかれた。

一九四一年八月の閣議で決定をみた労働緊急対策は、「国民中一人の不労者、有閑者、無職者なきことを要請する」として、勤労報国精神の高揚、労務配置の調整、職業転換の促進、国民登録制度の拡充、労務管理の刷新強化、勤労奉仕の組織化、労務者住宅の充足、民間団体の協力の八項目の対策をあげ労務の重点的配置とその効率

的運営を目ざしたが、これ以後、労働統制は配置規制・徴用・勤労報国隊などを柱にして急速調で進行した。労務管理や賃金統制については、一九四二年ごろから「実情に即した」方向に進められた。

配置規制 長期戦下における労務需給を円滑にするために、青少年雇制限令と従業員移動防止令（前身は従業者雇制限令）を制定実施してきたが、これだけの制限ではまだ不十分であり、賃金統制令によって嚴重に規正された重要事業場から、その実施の比較的緩慢な不急不要方面への労働者の移動がしきりに行なわれたので、両法令を一本建てにし、その内容を整備強化することになった。一九四一年一二月に公布され、翌年一月から実施された労務需給調整令がそれであり、移動制限政策から重点的な労務配置政策へ一段階進み、これによって軍需および時局産業への労働力の確保をねらったものである。

同令は重要事業場における移動防止を徹底し、従業員の雇入れ・就職・解雇・退職について種々の点から嚴重な制限を設けた。すなわち、厚生大臣の指定する重要な工場・事業場の従業者で、自分の都合で退職したい場合や、事業主が解雇したい場合にも、国民職業指導所長の認可を受けなければ実際に行なうことはできなくなった。従来の防止令では、他の工場・事業場への移動は防止できたが、退職して家で農業を営んだり、商売を始めたりする場合などは制限する方法がなかったが、この法令によって、自由な転職・退職も、雇主のかつてな解雇も、自由に行なうことはできなくなった。さらにいわゆる技能者および一般青壮年の雇入れ・就職を規制するとともに、労務供給業者の供給による従業者の使用の制限についても規定した。従業者移動防止令の場合には移動防止強化の抜け穴として働いていた前使用者の同意による移動は本令によってすべて許されないことになり、また解雇および退職が直接に嚴重な制限を受ける

とともに、一定期間雇用されて期間が満了しても、雇用契約は終了しないものと定められ、調整令指定工場の従業者はほとんど徴用に近い性格をおびるにいたったのである（後藤清「時局と社会政策」(2)、七二ページ）。

なお、一九四二年四月に行なわれた同令施行規則の改正によって、同系会社・工場内における労務者の転勤は非常に緩和された。

また、一九四一年三月に国民労務手帳法が公布され、一〇月からその全面的実施をみるにいたったことは前述したが、同法は労務手帳の交付によって労務者の使用・就業を規制し、労務者自身の移動を抑制する目的をもつのみならず、労務配置の基礎を確立し、また労務者の国家的証明制度として労務管理に役だつほか、賃金統制その他の労務統制あるいは労働者年金保険制（一九四一年三月）の実施上にも必要なものであった。

なお、主として技術者供給のための緊急措置として、一九四一年一〇月に大学専門学校等の在学年限または修業年限の臨時短縮に関する勅令が公布されて、卒業期が繰り上げられ、またそれに呼応して中等学校卒業予定者中の就職者は年初から卒業期まで生徒の身分で実務に参加させることになった。

徴用と登録の拡張 強権を用いる労務充足の方法を用意した国民徴用令と、徴用の基礎となる国民登録を規定した国民職業能力申告令は、その後の改正を経てそれぞれ適用範囲が拡大されたことは上述したとおりであるが、太平洋戦争の開始前後に右の二勅令ともさらに改正され（申告令改正は一九四一年一〇月、徴用令改正は一九四一年一二月）、これによって一九四二年一月からは、徴用によって従事させる総動員業務と、国民登録をなすべき者との範囲を拡張して、ほとんどすべての労働力を網羅することとなった。すなわち、従来の申告令によって登録されていた一六歳以上五〇歳未満の特定の技

能者・職業者のみでなく、一六歳以上四〇歳未満の男子と、一六歳以上二五歳未満の一般女子（配偶者ある女子を除く）についても登録の範囲を拡張し（「青壮年国民登録」）、必要とあれば国家が徴用できることとなった。また申告を必要としない者でも「特別の必要ある場合」は直ちに徴用でき、徴用範囲も広げられ、国の作業庁や管理工場のみでなく、厚生大臣の指定する工場で行なう総動員業務にも徴用できることになった。同時に、被徴用者の家族に対して、軍事扶助とだいたい同様の扶助援護を行なうこととなり、またそのために国民徴用扶助規則が厚生省令で制定された。

また、医療関係者徴用令（一九四一年一二月）と獣医師等徴用令（一九四二年一月）がそれぞれ公布され、医師・看護婦等の徴用と被徴用者の使用や給料等について規定した。

勤労報国隊 時局が緊迫化するにつれて、労務動員問題が労働者のみでなく、「国民中一人の不労者、有閑者、無職者なき」いわゆる国民皆労態勢が必要とされ、新たに、緊要な産業部門における作業で比較的熟練を要せず、しかも臨時的な短期労務に、学生生徒はもちろん一般国民を広く動員し、その勤労奉仕をもって労働力の不足を補うため、また一面ではこれまで各地の各種団体等において個別的に存在した勤労奉仕隊を全国的に総合強化し義務化するため、総動員法第五条にもとづいて、一九四一年一月に国民勤労報国協力令が制定され、一二月から実施された。国民徴用令が長期強制の動員制度であるとするれば、この報国協力令は短期任意（半強制）の動員制度といえることができる。

同令により、一四歳以上四〇歳未満の男子と、一四歳以上二五歳未満の配偶者なき女子によって、職場ないし団体単位に国民勤労報国隊が組織され、無報酬で、時局下に必要な工場・鉱山・農業等の労働につくことになった。一九四二年一月はじめて東京府下の中等

学校に適用され、また六月から本令により石炭増産運動に中小商工業者を動員することになった。

本令による協力は、直接に権力を発動して労働義務を課するわけではなく、団体の統制力にすぎないともいえるが、労働の場所については協力者の恣意を許さず、場所の規制においては徴用と同じく国家の管理権が用いられたのである。

朝鮮人労働力の移入 植民地労働力の利用は、石炭業者からの要望によって一九三七年末の地方長官あて社会局長通牒のなかに一端が現われたが、企業に対して積極的に移入が許可されたのは一九三九年七月の内務・厚生両次官名の通牒によって、鉱山と土木事業に対して許可したのが最初であった。一九三九年度の労働動員計画にもとづいておもに重筋肉労働のための朝鮮人労働者の集団的移入が実施されて以来、九州や北海道などの鉱山等で相当数の移入がみられたが、その後国内労働力の不足につれて、炭坑・鉱山・土建業のみでなく、各方面への移入が盛んとなった。これら朝鮮人労働者の募集方法は、朝鮮総督府職業紹介所令によっていたが、その改正によって一九四二年からの募集は、朝鮮総督府および同地方庁のあつせん供出によることとなり、自由募集は六月末かぎり禁止となった。そして一九四一年末に企画院・商工省・厚生省・朝鮮総督府間で決定された方式によって、「隊組織による移入」が行なわれるようになった。労働動員計画のなかにも、新たに朝鮮人労働者が計上された。

さらに一九四二年一月の閣議では、中国人労働者の集団的移入方針が決定し、その実施にはいった。

職業紹介制度の改編 労働調整令の実施によって雇入れ・就職の統制が強化されるに伴い、国民職業指導所を行なう職業紹介業務も全面的にその運用の転換を要することとなり、一九四一年一二月新

たに職業紹介規程が制定され、「国家に緊要なる事業の労働を確保する」ことを目標にして新発足し、技能者および一般青壮年の職業紹介・新規中等学校卒業生および新規国民学校修了者ならびに日雇労働者に関する職業紹介法による職業紹介はすべてこの規程によって行なうこととなった。

同時に労働者募集についても統制を強化するため、従来の労働者募集規則を改正し、「文書の掲出または頒布のみに依る労働者の募集にして国民職業指導所長の指定を受くる場合」を除き、すべて本規則の適用を受け、地方長官の許可を受けることになった。労働供給事業についても、労働供給事業規則の改正によっていっそうの統制強化をはかった。

また、一般三六五カ所、労働一八カ所であった国民職業指導所は、一九四一年一二月に出張所の一部を昇格して一般六一カ所を増設したが、一九四二年三月にはさらに一般一一三カ所を増設し、国民労働指導所は廃止して国民職業指導所としたので、全国の国民職業指導所数は総計五三九カ所となり、職員も七千人から一万人に増加した。

さらに、国民職業指導所の補助機関として国民動員協力員が、また下部組織として各町会部落に連絡委員が新発足した。

労働動員計画から国民動員計画へ 一九四一年度の第三次動員計画は、例年よりはるかに遅れ、「労働緊急対策」を発表したあと、九月の閣議で決定された。この計画は前二回の計画より詳しいものとなり、割当人員も第一次計画の二倍以上に膨張しているが、これはすでに英米との戦争開始を予想して作成されたことを示している。

労働需要量は二二万二千人、これに対する割当は二五万二千人と算定された。割当の重点は、軍需産業、生産力拡充計画産業、

運輸通信業および国防土木建築業にしばらく（民需用の消費財生産部門への割当はほとんど削除された）、とくに重要工場・事業場への労務の重点配置を計画した。また、本年度計画においては、短期の臨時要員について別に需給計画をつくり、農業・軍需産業・生産力拡充産業・国防土木建築業・災害復旧事業等の臨時的・季節的労務の要員については、学生生徒（全体の四四％）および一般国民の勤労奉仕を組織化してその供給にあてることとしたが、部門別では、土木事業二五％、軍需産業と農業がそれぞれ二三％となっていた。

労働力の供給源については、この計画は、不急部門の労働者の大規模な職業転換を予定し、それには演劇・飲食・娯楽部門の従業者（芸妓等を含む）、米穀商とその雇人、小売店の店員などが含まれていた。供給割当の五六％は労働者の転業から、三二％は小中学校（一九四一年度から、小中学校は国民学校と改称された）の卒業生から、七％は無業者から得られることになっていた。なお、この年から、家内工業労働者からの転業が供給源の一つに予定された。

一九四二年度の第四次計画（五月決定）から、名称が「国民動員計画」と改められた。太平洋戦争の開始に伴い、ますます切迫した労務事情を前にして労務動員の強化が図られ、動員範囲は拡大されて、いわゆる労務省だけの動員でなく、実質的には勤労しうる国民大多数の動員が計画された。すなわち、従業動員計画の対象となった産業は、軍需産業・生産拡充計画産業・同付帯産業・生活必需品産業・交通業・国防土木建築業の六種であったが、本年度からこれに農業と水産業が加えられた。また、事務職員と公務要員については、これまでの増加趨勢からこれを抑制するとともに、必要最低限の要因を確保する意味でこれを新たに計画に入れた。一方、動員計画人員数は逆に圧縮された。これは、需要の激増に対して供給が追いつかず、新たな供給源を開拓することは困難であり、これでは緊

要不可欠な要員すら充足しえない状態となり、とくに前年度の動員計画の成績不良な結果が、需要を基礎にして無理な供給割当を編成したことにあつたとして、本年度からは供給可能数をまず算定し、需要数をできるだけ圧縮し、供給数の範囲内で需要に重点的に割り当てることにしたためである。本年度の動員計画数は、需要・割当とも同数の一九六万八千人で、前年に比べ割当数で二〇％減少した。本年度から農業・水産業・事務職員・公務要員などが加わったことを考えると、実質的減少は相当大きいといえる。これはまた従来の計画が、いかにずさんなものであつたかを示している。それともかく、このような需要の圧縮によって生ずる要員の不足は労働能率の増進によって補うこととし、また、労務配置の重点主義を徹底するため、各種重要産業について重要事業場を選定し、それぞれ具体的な労務実施計画にもとづいて労務の優先的充足を行なうこととした。

配置部門については、国民生活の安定をはかるために、主要食糧その他生活必需物資の生産確保に必要な要員の充足に努力したことが注目され、農業や民需品生産部門への割当がかなり増大している。戦時下に窮迫し不安化した国民生活の実情が反映しているといえよう。これに対して軍需産業部門は相当割当を減じ、非農業部門の補充も減少した。第二期五カ年計画にはいった満州開拓民や満州開拓青少年義勇軍への割当はむしろ最低数に押えられ、南方占領地における要員は原則として現地調達とすることとした。労務供給源としての女子労働力については、未婚女子をおもな対象として動員を強化し、警察消防官吏を除く公務要員にはできるだけ女子を充当する方針をとり、事務職員などは男子より女子を多く予定した。また、国民学校および中等学校卒業生の給源を確保するために、不急と認められる学校、ことにいわゆる各種学校などに対して、その制

限または収容定員を抑制する措置をとることになった。朝鮮労働者の動員は八万一千人から一二万人に増加した。

一九四三年度の第五次国民動員計画（五月決定）は、計画の対象や要員の範囲等についてはほぼ前年度と変わらないが、動員計画数は膨張し（二三九万六千人）、部門別には、軍需産業その他緊要物資の生産と輸送への割当がふたたび増加し（最優先は鉄鋼・石炭・航空機・軽金属・造船の五大重点物資）、農業や民需品部門は半分以上に切り下げられた。書記的または軽易な業務など女子で代替するのを適当とするものに対しては男子の就業を禁止または制限し、不急と認められる学校は整理する。また国民徴用を強化し、国民勤労報国隊を整備拡充することとした。

割り当てられた労働者のうち、四四％は現役労働者の配置転換で、四一％は学校卒業生および在校生から、一〇％は無職者から、五％は朝鮮人から供給される計画であった。在校生はこの年から始めて動員計画のわくに入れられた。また、日本に居住している中国人・朝鮮人・俘虜・囚人も動員計画のなかにとり入れられることになった。

増産のための労務管理 戦局が進むにつれて、労働力の確保や労務配置の適正化とらんで、労働能率の最高度の増進とそのための方務管理の重要性がいよいよ前面におし出されてきた。ここに従来の社会政策的な労働者保護政策から、増産のための、産業政策としての労務管理がますます露骨に展開されるにいたった。太平洋戦争の勃発以後の徴用工の激増に伴う労務管理充足のために、一九四二年二月に公布され、即日施行された重要事業場労務管理令は、その一つの典型であった。

総動員法第六条および第七条（最初の発動）にもとづいて制定された同法令は、時局下重要と認められる工場・事業場の労務管理に

ついて特別の措置を講じ、従来の一律的な警察的取締行政から転じて、重点主義的見地から、就業時間・賃金等の労働条件の適正化をはかり、真に個々の事業場の実情に即した労働行政によって生産能率を最大限に発揮させようとするものであった。すなわち、総動員物資の生産または修理、または国家総動員上必要な運輸に関する業務を営む工場・鉱山その他の場所で、厚生大臣の指定したもの（時局緊急産業のすべてに適用される）については、工場就業時間制限令および賃金統制令の適用を撤廃し、就業時間と賃金についても一般の従業条件と合わせて当該事業場の実情に即した指導監督をすることとなった。そして本令の適用を受ける工場・事業場ごとに「労務監理官」を配置して指導監督にあたらせ、この労務監理官には監督中央官庁と連絡して迅速・適切な事務処理を行なうため地方庁の高等官（原則として地方労務官）を任命した。これによって労働時間についても一二時間以上の使用許可の権限は厚生大臣の権限に移し、労務監督官を通じて具体的に伸縮することになった。

第三章 戦時経済崩壊期の労働統制

第一節 崩壊期の戦時経済と経済統制

前年のミッドウエーにつづいて、ガダルカナル、アッツ、マキン、タラワと敗退が続き、一九四三年後半期から敗戦の色はしだいに濃くなった。九月には国内態勢強化方策（「現情勢下における国政運営要綱」）が発表され、行政運営の決戦化、国民動員の徹底、軍需生産の急速強化とそのための新企業体制を期し、国内政治経済態勢

全般にわたって飛躍的強化をはかろうとした。とくに軍需生産増強のために一〇月に臨時議會を召集し、軍官発注の一元化をはかるために新たに軍需省が創設され、航空機をはじめ大部分の軍需の発注を一元的に調整するとともに、重要企業に国家性を賦与する軍需会社法を制定し、一九四四年一月から軍需会社の指定を行なった。国内態勢強化方策の實質的な主眼は、航空機を非常増産するために国家の総力を結集しようとするものであり、年初の五重点産業の指定は早くも切り替えられて、徹底的な航空機第一主義に集中せざるをえなくなっていたのである。生産指数をみると、直接的兵器の生産はなお増大したが、一般鉱工業生産はすでに減退の速度を明りょうに早めていた。

一方、一九四三年中における日本銀行券の平均発行高は対前年比三二・三％という急膨張を示し、年末の物価指数も一割近く騰貴して前年の騰貴率を大幅に凌駕した。これは一つには、物価政策が従来の低物価方針から適正物価方針に変わり、二重物価制度や生産補償金制度などを伴いつつ、経済戦力の増強を確保するために価格面の隘路克服策として公定価格を次々と改訂したことによるものであるが、インフレの足どりがしだいに早まってきたことを示している。また一年足らずのうちに農相が二度更迭されたことは、食糧問題もようやく重大化してきたことを物語るものである。

一九四四年初めには連合軍は早くもマーンシャル諸島を攻略し、内閣は二月に「決戦非常措置要綱」を決定して「精進一年」のかけ声のもとに国民総力の徹底戦力化を企図したが、七月にはついにサイパンがおち、東条内閣は退陣して小磯・米内内閣となった。新内閣は最高戦争指導會議を設置し、また総合計画局を設けて経済全般にわたる統制をますます強化したが、戦局の敗勢はさらに進み、連合軍は九月にはレイテ島に上陸を開始し、十一月にはマリアナ基地か

らの本土空襲が開始された。夏の学童疎開に始まって翌年からは航空機工場を中心とする工場の疎開・地下工場化が実施され、さらに都市人口と建造物の疎開が強行された。一九四五年三月には硫黄島もおち、召集年齢は満一七歳に引き下げられ、四月に内閣は更迭されて鈴木内閣となり、本土決戦が叫ばれたが、五月にはドイツの降伏があり、六月には沖縄も全滅した。三月ごろからにわかには規模を拡大した米機の本土爆撃は、大都市のみならず多くの中小都市まで壊滅させ、沖縄と樺太を除く全国市制施行地二〇六都市のうち八一はほとんど焼失し、全焼全壊二二三万戸、死者二四万人、負傷者三十一万人を越え、罹災者は八三六万人にのぼった。

こうした悪化する戦局に対し、経済戦力を強化するために軍需生産増強への焦燥化した努力が続けられたが、軍需生産計画はすでにその基盤を失っていた。軍需会社法にもとづいて、一九四四年中に合計六八三社が軍需会社に指定されたが、さらに軍需生産の補助的企業に対しても国家性と責任の明確化を期して、一九四五年一月に軍需充足会社令が制定され、鉄道・倉庫・配電・小運送業など五九社が指定を受けた。また軍需会社に対しては、合併命令・委託命令・協力命令・技術公開命令などが発動され、会社重役の強権による更迭も行なわれた。さらに軍需工業に対する空襲が盛んとなり、生産を一元的集約的に管理して機動性をもたせる必要から、三月に軍需工廠官制その他の勅令を公布、即日施行して、四月に中島飛行機、七月に川西航空機が軍需工廠となり、航空機工場の国営移管が実施された。五月の閣議は「生産体制の確立要綱」を決定し、原材料・資材を最も緊要な軍需生産部門に集中活用するため、要確保操業工場・事業場を選定し、これに利益補償を行なうこととした。これらの緊急対策が次々ととられた背後で、軍需生産は低落に向かい、鉄鋼生産などは開戦当初の四分の一以下に下がってしまった。輸送

手段である船舶の喪失も大きく、一九四五年春には開戦当初の使用船腹の四分の一程度に落ち、大陸との連絡すら困難となり、機帆船を動員しても輸送力はまったくマヒ状態となり、鉄道輸送力も激減していた。食糧問題も深刻化して、その場しのぎの増産対策も効果を生ぜず、一九四二年以来維持してきた主要食糧の配給基準量（二合三勺）を一割節減せざるをえなくなるにいたったのである。すでに無条件降伏は必然的であった。

第二節 決戦態勢下の労働統制

一九四三年一月の閣議で決定をみた「生産増強勤労緊急対策要綱」は、労働が国民の国家的急務となつていて、として、「国民皆働体制の整備強化」と「皇国勤労観の確立」をうたい、以後労務関係勅令のあいつぐ改正によって労働統制はほぼその極限に達し、国民徴用の徹底的強化と女子および学徒の動員が急角度に進行した。増産のための「労務管理」は、労働時間その他にみられる露骨な労働条件の悪化を公認するにいたり、労働力の磨滅に導いた。

一九四四年の労働政策では、一月の閣議決定にもとづく「緊急国民勤労動員方策要綱」に強調された労働力の量的確保のうえに、三月の閣議で決定された「勤労昂揚方策要綱」にうたわれた労働力の質的培養・勤労能率の最高度の発揮が叫ばれたが、すでにほとんど実質的な基盤を失っていた。一九四四年秋には、軍需産業における労働力不足は最高に達した。

一九四五年三月、政府は臨時閣議において「決戦勤労動員実施に關する件」を決定して発表した。これによると今後の勤労動員の重点は、(1)国土要塞化、疎開の徹底化など防備および防空施設の建設、(2)食糧の増産、(3)航空機、特攻兵器、地上兵器など決戦兵器の

生産、(4)甘藷、松根油、石炭、アルミニウムなど燃料および原料の確保、(5)輸送の増強ということであった。こうして限られた緊急必要面の労務充足だけに労働政策を集中せざるをえなくなったが、それすら末期的な願望の表明以上のもものではなくなった。国民動員の業務も地方に委譲され、全国的な労働政策の実施体制はすでに実質的に崩壊しきつていた。

国民徴用の強化 一九四三年八月から改正国民徴用令が施行されたが、同法令は、徴用が国家の要請にもとづく産業応召であるという国家性を明確にし、社長の徴用・被徴用者の服務規律等を定め、また徴用工に対し必要に応じて従業工場を移動させうることにした。被徴用者で管理工場または指定工場において総動員業務に従事するものを「応徴士」と呼び、被徴用者は忠誠を主として総動員業務に精励すべきことを規定し、他の模範たる者に功労章を設定した。八月一日首相官邸において社長徴用令書令達式がはいれいしく挙行された。また、一九四一年八月管理工場に徴用令が実施されて以来、第一次の被徴用者は一九四三年八月で徴用期間が満了するわけであるが、満期者の徴用解除を行なうことは、決戦下の生産増強に障害があるとして、七月の次官会議でさらに一年ないし二年間期間を更新することとなった。

また、軍需会社法の制定に伴って、一九四三年一二月に厚生省令によって軍需会社徴用規則が公布・実施されたが、これによって、指定を受けた軍需会社の生産責任者はなんらの手続きを要せず、またなんらの欠格事由も許さず徴用期間の定めなしに必ず徴用され、従業者の業務従事・社内転任はその生産責任者に任されることとなった。

国民登録制度については、一九四三年一二月から男子の適用範囲を五年引き上げて満四五歳未満まで拡張されたが、さらに一九四四

年二月からは、これまで技能者登録と青壮年国民登録に分かれていた国民登録を一元化し、その拡充整備をはかった。国民職業能力申告令のこの画期的な改正によって、年齢範囲は、男子は一二歳以上六〇歳未満、女子は一二歳以上四〇歳未満（配偶者なきもの）に大拡張され、適用除外者は、特殊申告令の適用を受けるもののほか国民学校在学者および配偶者ある女子などに限られた。この結果、従来適用除外を認められていた技能者・国民労務手帳受有者・徴用中の者・中等学校以上の学校在学者も申告を要することになった。また別に、科学技術者登録が創設された。

女子勤労働員 一九四三年七月の労務調整法の改正によって政府は男子就業の制限および禁止を行ないうることとなり、九月にその第一次発動があった。これによって簡単な事務的職業、軽易な商業的職業、娯楽接客的職業などで、女子または四〇歳以上の男子をもつて代替しうる一七種の職種については、一四歳以上四〇歳未満の男子の就業は制限・禁止され、現に就業中のものも特別の事情ある者を除き禁止期日（四ヵ月ないし八ヵ月後）までに時局産業方面に転換することとなった。

このような男子就業の禁止に伴って女子の勤労働員を徹底的に強化し、禁止された職種の男子との交替のみならず、さらに積極的に時局産業方面の要員を確保することが必要となった。厚生省は九月から新たに女子勤労働挺身隊を編成することになった。これは従来の勤労働報国隊と異なって、さしあたり一年ないし二年の長期にわたって、新規女学校卒業者は同窓会単位により、その他一四歳以上の未婚者は部落会・婦人会単位により、団体として軍需工場などに出動させる制度である。女子を優先的に動員する対象としては、航空機関係工場・政府作業庁・官庁およびこれに準ずるもの（とくに男子徴用により補充を要するもの）・男子の就業禁止の職種などがとり

あげられた。

男子従業者の配置規制は一九四四年にはいるとともいっそうきびしくなり、八月の閣議において、事務者および作業員（技術者を除く）について女子使用標準率を設定し、女子事務者・女子作業員の数は原則として右の標準率以上を目標にし、男子従業者の雇入れは右の標準率を目標にして制限するとともに、女子労働力の給源を確保するため必要な場合には業種または職種を指定して女子従業者の雇入れ・使用・就職・従業を制限または禁止し、また有業者について職域ごとに挺身隊を結成させるなど、女子の動員をいっそう徹底することを決定した。

一九四四年八月に公布・施行された女子挺身勤労令は、従来法によって命ずるものでなくもっぱら政府の指導と勧奨によって出動を要請するものであった女子挺身隊を、必要に応じて強制的に出動促進を行なうこととした。すなわち、地方長官はあらかじめ作成された隊員名簿のなかから所要の人員に挺身勤労命令書を交付して挺身隊を編成するのであり、その令書を受けたものは原則として一カ年間勤労働挺身の義務を負い、それに応じない場合には総動員法第六条にもとづく就業命令を発し、それにも応じない場合は一年以下の徴役または一千元以下の罰金という罰則がついていた。

戦局がいっそう悪化するにつれて、ついに女子の徴用（ただし新規徴用を除く）が実施された。一九四四年一月に厚生次官から全国に「女子徴用実施ならびに女子挺身隊出動期間延長に関する件」の通牒が出され、同時に軍需会社徴用規則の一部改正が公布、即日施行され、女子の生産面への動員が画期的に強化されることになった。新たに徴用される女子は、さしあたり現在男子の徴用を実施している工場などに勤務している者に限られる。軍需会社に指定されている工場に勤めている女子については、軍需会社徴用規則の改正

によってそのまま現員徴用となり、徴用期間と年齢には制限がない。また各省の管理工場に勤めている女子については、工場側の徴用申請にもとづいて、工場の徴用令状が地方長官を通じて渡されるのであり、年齢は一応国民登録の要申告者である満一四歳以上四〇歳未満の者であるが、必要に応じてその範囲外の者も徴用し、出勤期間は一カ年であった。

学徒勤労働員 一九四三年五月の閣議で決定をみた学徒戦時勤労働体制確立要綱は、学徒の勤労働を教育錬成内容の一環とみ、食糧増産・国防施設・緊急物資増産・輸送力増強の四事業に重点を置いて、学徒勤労働員をはじめ国民勤労働員計画のなかに位置づけ、一九四四年一月の閣議で決定した緊急学徒勤労働員要綱は、勤労働学徒の勤労働すべき工場・事業場を特定して学校と緊結し、学校を基本とする団体組織をつくって特定部署に恒常循環的に勤労働しよう計画を立て、一年間にはほぼ四カ月を標準として継続的に勤労働を行なうこととした。ついで二月初めの宮中における重要閣議で決定した非常措置の一項目では、原則として中等学校以上の学生・生徒はすべて非常任務に出動できる組織的態勢に置き、必要に応じて随時活発な勤労働を実施し、学校・宿舎は必要に応じ軍需工場・軍用非常倉庫・非常病院・避難住宅その他緊要の用途に転用することになった。

さらに、航空機の緊急増産が至上命令となるに応じて、学徒勤労働員も徹底的に強化され、同年七月、文部省は、(1)国民学校高等科児童・中等学校低学年生徒の勤労働、(2)一週六時間の教育訓練時間撤廃、(3)一日一〇時間勤労働の励行、(4)男女とも中等学校三年生以上の深夜就業断行とその準備期間の短縮などの実施を通達し、学徒は生産一途に邁進させられることとなった。

一九四四年八月に学徒勤労働令が公布、即日施行された。同令が従来の国民勤労働報告協力令と異なる点は、(1)ひきつづき学徒を勤労働さ

せる期間は従来二ヵ月以内であったのを一年以内に改めたこと、(2)勤労働対象を中等学校低学年生および国民学校高等科児童の範囲に拡充し、かつ学校長および職員をもそのなかに入れたこと、(3)学徒勤労働員は勤労働即教育であるべきだとの指導精神を明示したこと、(4)学徒勤労働運営上の手続きを簡素化したこと、などである。

一九四五年にはいると、政府は本土決戦化に対応して、二月の臨時閣議において「決戦教育措置要綱」を決定し、国民学校高等科から大学にいたる全校の授業停止を断行することになった。これによって従来学校において授業を受けていた中等学校一、二年生と大学・高専の一年生も、通年勤労働の上級生とともに総勤労働されることになった。

根こそぎ勤労働 一九四一年一月に勤労働報告協力令が制定されて以来、勤労働報告隊の活動は一カ年半にわたって続けられてきたが、同令の一部が改正され一九四三年七月から年齢の制限と協力期間の制限とがさらに拡張された。すなわち、現行令では男子は一四歳以上四〇歳未満まで、女子は一四歳以上二五歳未満までの未婚者をもって報国隊を組織し、その協力期間は一年につき三〇日以内となっていたのを、男子の年齢を五〇歳未満に引き上げるとともに、期間を二倍の六〇日以内に拡張した。また厚生省では、従来勤労働報告隊の交替の場合に作業が一時的に中断したり、能率低下を生じたりする欠陥を除くために、一九四三年度下期から勤労働報告隊に対する全国的な総合的勤労働計画を決定することとなり、一〇月に各地方長官あて通牒を發した。

大政翼賛会でも政府に呼応して、すでに制定された勤労働報告協力令の精神を基礎として各地団体に自然発生的に結成されつつある勤労働報告隊の全国的常時組織を結成し、一大愛国運動として増産に総勤労働させることとし、一〇〇人以上の従業員を使用する会社・商

店・工場・同業者組合などの団体はもとより、団体に所属しない一般国民も働きうる者はすべて町内会あるいは町村部落単位に勤労報国隊を八月中に結成させ、これを随時動員できる常時組織にするようになった。

一方、政府は民間産業における男子就業の制限禁止（前述）に準じて、官庁人員の大幅縮減を断行することとし、一〇月から一月にかけての五回の閣議において、内閣および各庁の中央、地方、作業庁の全部（朝鮮・台湾両総督府を含む）について減員総数七万八三〇〇人を決定し、時局産業方面への労働力転換をはかった。

つづいて一二月の閣議において、中央における国民動員業務をできるかぎり地方に委譲し、実情に即した動員の運営をはかり、それに伴う地方国民動員機構を整備することを決定した。これによって、一九四四年三月から国民職業指導所は国民勤労動員署と改称して新発足し、管下市区町村長の動員事務の指導統制に当たることとなった。

一九四四年八月には、「官庁職員をして航空機その他重要物資の増産上緊要なる業務に臨時従事せしむる件」の勅令によって、中央・地方を通じ官庁職員のなかから、とくに必要がある場合、重要軍需生産とくに航空機の緊急増産に必要な職員を動員し、身分のうえには変更を加えず直接戦力増強に役だたせることとした。

一九四五年にはいと、政府は国民皆働・総員勤労配置を実現するため、総動員審議会にはかったうえ、三月に国民勤労動員令を公布・施行した。同令の施行に伴って、国民徴用令・労務調整令・学校卒業生使用制限令・国民勤労報国協力令・女子挺身勤労令の五勅令を全廃し、整備統合して本法令に一本化したのであり、その目標は、(1)総合的産業要員制の確立、(2)勤労動員準備措置の確立、(3)勤労動員方式の整備強化、(4)勤労機動配置制の強化、(5)空襲時勤労対

策の確立、(6)勤労動員行政の簡素化および改善などであった。

つづいて三月の閣議では、切迫した本土決戦に備え本土防衛態勢を完成するため、全国民をあげて職域あるいは地域ごとに「国民義勇隊」を組織し、情勢緊迫のさいには武器をとって出動することを決定した。出動する業務については、(1)防空・防衛、空襲被害の復旧（都市および工場の疎開・重要物資の輸送・食糧の増産などに関する工事または作業で臨時緊急を要するもの）、(2)陣地構築・兵器・弾薬・糧秣の補給・輸送など陸海軍部隊の作戦行動に対する補助、(3)防空・消防その他の警防活動に対する補助、などであり、場合に依りて陸海軍部隊長あるいは警察署長の指揮を受けるものであった。

また五月には、軍需生産・運輸・通信・土木建築・生活必需物資の補給など国家総動員上必要な業務に従事する者の最少限度の要員を確保するため、国民勤労動員令にもとづいて、各種緊要産業の基幹となるべきものを指定し、すでに別途勅令で指定された農林水産要員に対応して総合的な産業要員制を確立することを目的として、厚生・軍需両省令をもって「戦時要員緊急要務令」を公布・施行した。

第六次国民動員計画 一九四四年度の第六次国民動員計画は、最後の動員計画となった。動員計画人員数は四五四万二千人という膨大な数にのぼり、それは前年度の二倍に近く、第一次計画と比べると三倍に達した。配置の内容において特徴的なことは、労働力の新増加のための割当よりも、補充のための割当、すなわち大規模な軍隊への召集などの穴埋めのための割当のほうが大きくなったことである。配置産業部門からみると、直接軍需産業への新増加は前年度の二倍以上、国防土建業への新増加は四倍にふえており、労務供給における産業別の優先順位は、航空機・造船・軍需品・石炭・原材

料の生産・運輸・国防土木事業とされた。

労務供給源をみると、現役労働者の職場転換は激減し、全体のなかで占める割合は、前年度の四三％に比べてわずか一七％を占めるにすぎなくなった。すでに供給源は一般的に枯渇しつつあった。その不足を補うために求められたのが在学中の学生生徒と女子労働力であった。在校生の動員は二〇五万三千人にふくれあがり、新規学校卒業者と合わせると、動員総数の実に六九％（前年度は四〇％、しかも大部分は卒業者）を占めるにいたった。女子の比重も著しく高くなり、学生および学校卒業者を含めると、女子の割合は四三％（前年度は三四％）にのぼった。また、朝鮮人および中国人の移入も急激に増加させられることになった。

一九四五年度の動員計画を作ることは、すでにまったく不可能であった。やむをえず年間計画は見合わせ、さしあたり緊急やむをえざる需要に限ってその充足をはかることとし、第一次動員計画が作成された。これによると、常時要員は需要九三万人、供給八四万六千人、不足八万四千人、臨時要員は需要二九六万人、供給二八五万人、不足一一万人、となつていずれも不足となり、新規供給はまったく見込みがなくなつていた。そこで従来の動員方針を一変し、工場・事業場従業者の配置転換を積極的に実施することとし、農業二〇〇万人、運輸通信一三万五千人、石炭八万人、液体燃料六万五千人などの緊要部門の需要に向けて工場従業者の配置転換を実施することになったが、いずれも机上のプランにすぎなかつた。

労働条件の改悪 軍需生産増強のためには、労働力保全のための労務管理はますます無視され、労働条件の積極的改悪も進行した。一九四三年六月には、戦時行政特例法（一九四三年三月）を発動して「工場法戦時特例」および「工場就業時間制限令廃止の件」を制定し、これによって成年男子労働者の就業時間制限を撤廃すると

もに、保護職工（女子工員および一六歳未満の男子工員）に対する保護規定を緩和するにいたつた。また同様の措置は、同時に制定された厚生省令「鉱夫就業扶助規則の特例」によって、鉱山労働者にも適用された。

就業時間の過当な延長を抑制する目的で制定された一九三九年の工場就業時間制限令は、金属・機器工場の労働時間を一日一二時間に制限したが、実際には緩和規定によってかなりの時間延長が許容されていた。一九四二年二月に重要事業場労務管理令が実施されてからは、厚生大臣の指定する重要事業場では、右の就業時間制限令の適用を受けないこととなつていたが、一九四三年六月からいよいよ制限令そのものが、「残業または臨時的な時間延長の手續を緩和する」との理由で、廃止されたのである。

就業時間制限の撤廃は、単に一般成年労働者に対して行なわれただけでなく、同時に実施された工場法戦時特例および鉱夫就業扶助規則の特例によって、女子および一六歳未満の男子に対しても行なわれた。それだけでなく、保護職工の保護規定も大幅に緩和された。すなわち、工場法では保護職工に対して、一日一時間以上の就業と、午後一〇時から午前五時までの深夜業は許されず、また月二回の休日と就業時間中の一定の休憩時間を規定していたが、工場法戦時特例によって、これらの規定は厚生大臣の指定する工場（鉄・軽金属・船舶・航空機産業と重要事業場労務管理令による指定工場）には適用しないこととなり、さらに従来危険有害な業務への保護職工の使用は禁じられていたのを、行政官庁の許可があれば使用できるようにになった。

また、鉱夫就業扶助規則の特例によって、現行扶助規則では成年鉱夫の坑内就業時間と保護鉱夫の就業時間を制限し、さらに保護鉱夫についてはそのほか休日と休憩時間の規定があつたのを、鉱山監

督局長の許可がある場合には、石炭鉱業については右の規定以上に就業時間を延長し、休日を廃し、休憩時間を短縮できるようにした。また現行規則では保護鉱夫の坑内作業を禁止していたのを、石炭鉱山では一六歳未満の男子と二〇歳以上の女子を、その他の鉱山では二五歳以上の女子を、それぞれ坑内で就業させうることに改め、また、従来禁止されていた危険有害な作業にも、鉱山監督局長の許可があれば保護鉱夫を使用できることにしたのである。